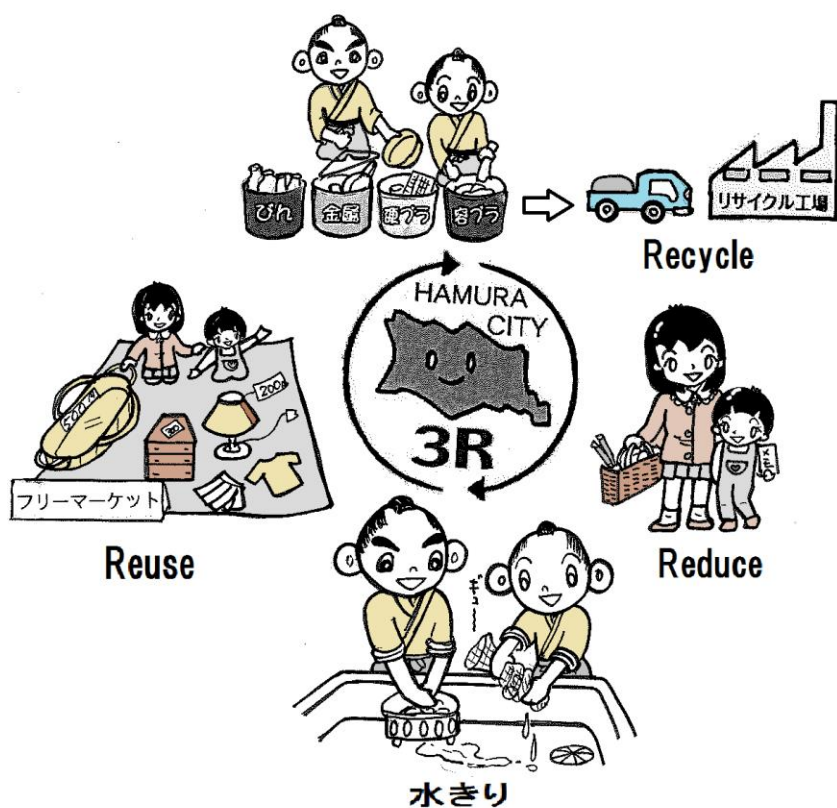


羽村市一般廃棄物処理基本計画



平成 29 年 3 月

東京都羽村市

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題.....	2
第3節 計画の位置付け.....	3
第4節 計画の期間及び目標年度.....	4
第2章 地域の概要	5
第1節 自然環境	5
1. 地理的・地形的特性.....	5
2. 気象	6
第2節 社会環境	7
1. 人口の現状.....	7
2. 産業の現状.....	9
3. 土地利用	11
第3節 将来計画	12
1. 長期総合計画.....	12
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	14
第1節 ごみ排出の現状.....	14
1. ごみ分別区分とごみ処理フロー.....	14
2. ごみ処理の実績.....	16
第2節 収集・運搬の現状.....	20
1. 計画収集区域.....	20
2. 収集・運搬体制.....	20
3. 収集・運搬量の推移.....	20
第3節 中間処理の現状.....	21
1. 中間処理施設の概要.....	21
2. 中間処理量の推移.....	22
第4節 最終処分の現状.....	23
1. 最終処分場の概要.....	23
2. 最終処分量の推移.....	24
第5節 ごみ処理の課題.....	25
1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題.....	25
2. 収集・運搬に関する課題.....	25
3. 中間処理に関する課題.....	26
4. 最終処分に関する課題.....	26

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価.....	27
第4章 ごみ排出量の予測.....	29
第1節 計画収集人口.....	29
第2節 ごみ排出量の推計.....	29
1. 計画手法とその手順.....	29
2. 推計結果.....	31
第3節 減量化・資源化目標.....	34
1. 国の目標とその検証.....	34
2. 現行基本計画の目標とその検証.....	36
3. 減量化・資源化目標の設定.....	37
第5章 ごみ処理基本計画.....	45
第1節 基本方針.....	45
1. ごみ処理における基本方針.....	45
第2節 施策の基本フレーム.....	49
第3節 発生及び排出抑制・資源化計画.....	50
1. 発生及び排出抑制・資源化の目標.....	50
2. 市民・事業者・行政の行動指針.....	50
第4節 収集・運搬計画.....	53
1. 収集・運搬の目標.....	53
2. 市民・事業者・行政の行動指針.....	53
第5節 中間処理計画.....	55
1. 中間処理の目標.....	55
2. 行政の行動指針.....	55
第6節 最終処分計画.....	57
1. 最終処分の目標.....	57
2. 行政の行動指針.....	57
第7節 その他.....	58
1. 資源循環計画.....	58
2. 廃棄物減量等推進審議会の役割.....	59
3. 温室効果ガス排出量の管理と排出削減.....	59
4. その他計画.....	60
第6章 生活排水処理基本計画.....	61
第1節 生活排水の現状と課題.....	61
1. 処理形態別人口の推移.....	61
2. 公共下水道整備の推移と将来計画.....	62
3. し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移.....	63
4. 収集・運搬方法.....	63

5.	処理方法	64
6.	生活排水処理の課題.....	64
第2節	生活排水排出処理量の予測.....	66
1.	処理形態別人口及び生活排水処理量の推計結果.....	66
2.	生活排水処理量の予測.....	66
第3節	生活排水の適正処理計画.....	69
1.	基本方針	69
2.	収集・運搬計画.....	69
3.	中間処理計画.....	69
4.	施設整備計画.....	69

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の目的

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり、環境への負荷が増大して、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の制定など、法整備が進められており、これらの法体系のもとで、廃棄物の発生及び排出を抑制するとともにリサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要があります。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められています。

羽村市（以下、「本市」といいます。）では、西多摩衛生組合及びその組合構成市町（青梅市、福生市、瑞穂町）と共に、平成 24 年 3 月に「羽村市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行基本計画」といいます。）を策定し、循環型社会の形成に向けた施策の展開と体制の構築に取り組んできました。

現行基本計画では、概ね 5 年ごとに計画を見直すものとされており、平成 28 年度が見直しの時期にあたります。以上のような状況を踏まえ、廃棄物の共同処理も視野に入れ、周辺自治体等と統一した課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理施策を推進していくため、この度、計画の見直し（以下、「本計画」といいます。）を行います。

第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題

燃やせるごみの処理については、西多摩衛生組合において、本市、青梅市、福生市及び瑞穂町が共同で広域かつ効率的な燃やせるごみの処理を行っています。

しかし、燃やせるごみ以外の不燃ごみ、資源物及び粗大ごみ等の処理については、各市町がそれぞれ所有する資源化処理施設において個別で中間処理を行っています。

また、し尿処理については、平成8年に西多摩衛生組合での共同処理から各市町の単独処理となり、本市と青梅市が処理施設を所有し、個別で中間処理を行っています。なお、福生市及び瑞穂町（浄化槽汚泥は除く）は、事務委託契約に基づき青梅市で処理を行っています。

組合構成市町の資源化処理施設及びし尿処理施設の維持管理状況は、性能の維持や廃棄物処理法等を遵守するため、定期的に維持補修を実施し、施設の運営を行っていますが、それらの施設の中には老朽化により厳しい施設運営となっている施設もあり、今後、大規模な基幹的整備（改造、改良）もしくは建替え、更新（新設）をしなければならない状況となっています。

この基幹的整備等については、単独市町の問題ではありますが、循環型社会の形成及び財政的な問題等を考慮した場合、広域かつ効率的に中間処理施設の整備を推進することが課題となるため、西多摩衛生組合及び組合構成市町で協力し、循環型社会の形成を図る必要があります。

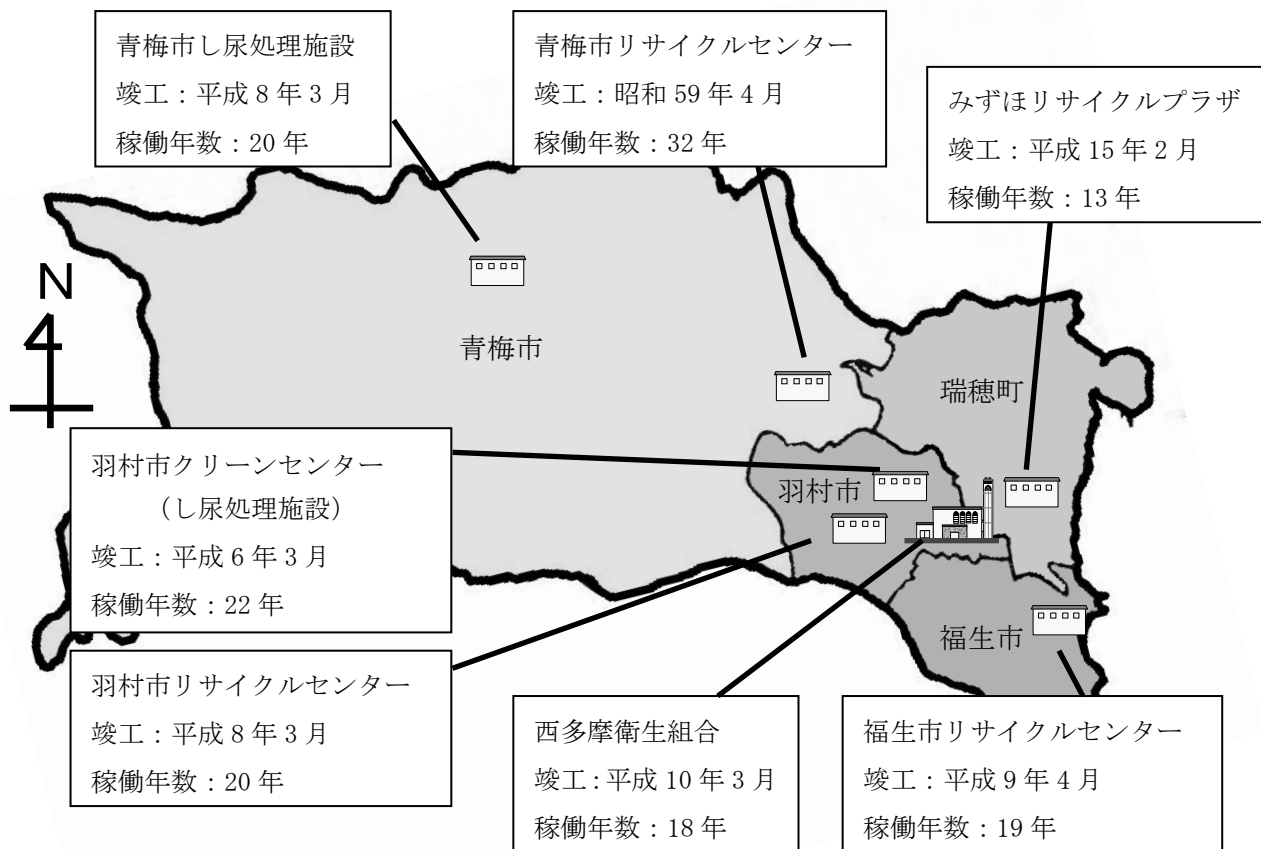


図 1-2-1 西多摩衛生組合及び組合構成市町の間処理施設の位置

第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「同法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（し尿及び生活雑排水をいう。生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成しています。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

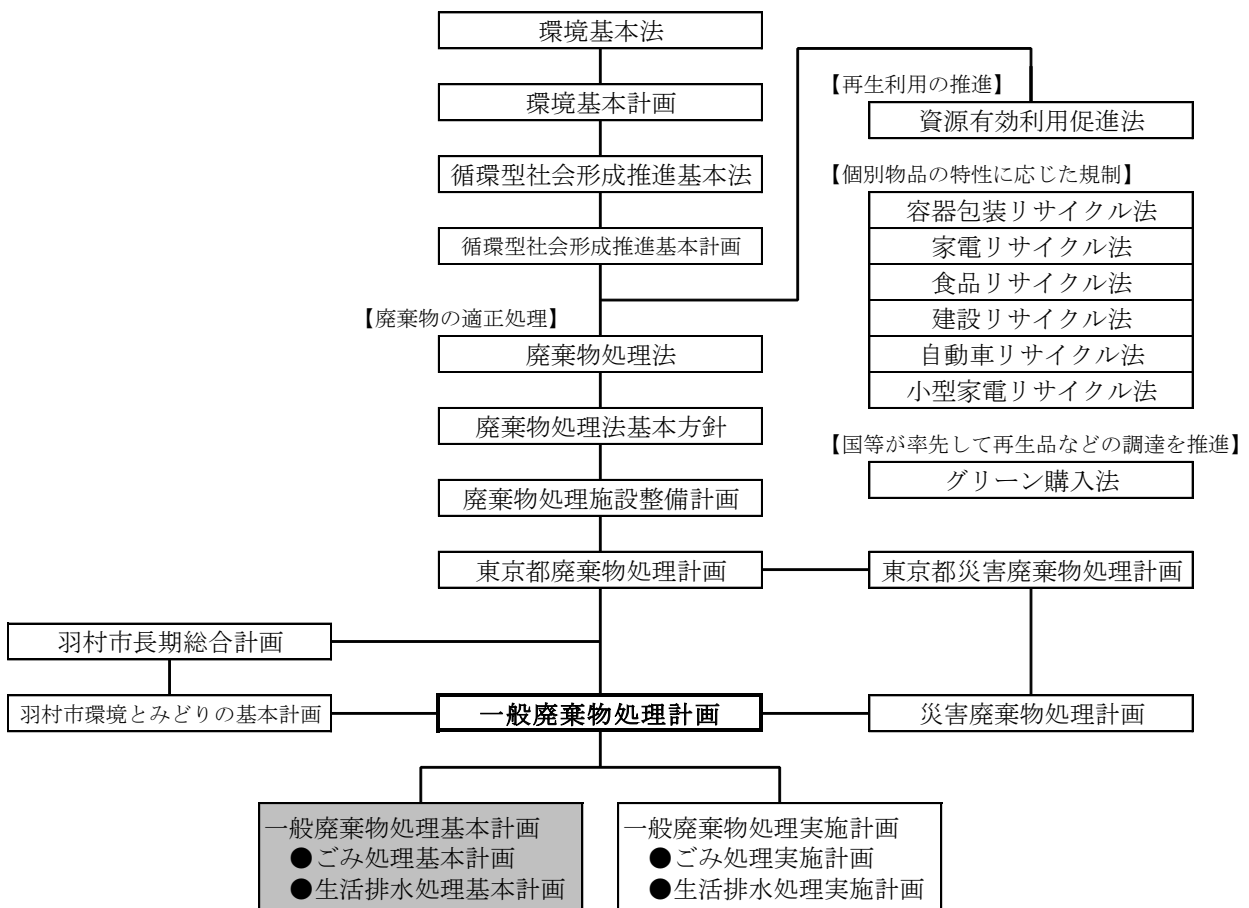
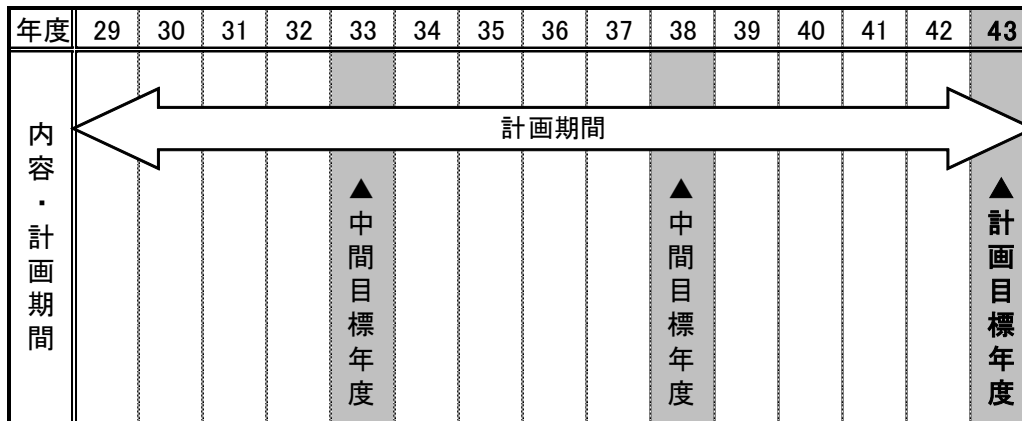


図1-3-1 本計画の位置付け及び他の計画等との関係

第4節 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 43 年度を目標年度とする 15 年間として定めます。なお、計画は概ね 5 年ごとに見直すものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。



第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本市は、都心部から西に約 45 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しており、市域は概ね平坦地となっています。

東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市・瑞穂町に接しており、その広さは東西に 4.23 km、南北に 3.27 km、行政面積は 9.90 km²です。また、行政面積の一部に米軍横田基地があります。

本市は、多摩川やその周辺の水田地域、羽村草花丘陵、玉川上水など、水と緑が調和した美しい自然環境を有しています。

交通網に関しては、JR 青梅線に平行して奥多摩街道及び新奥多摩街道が走っています。

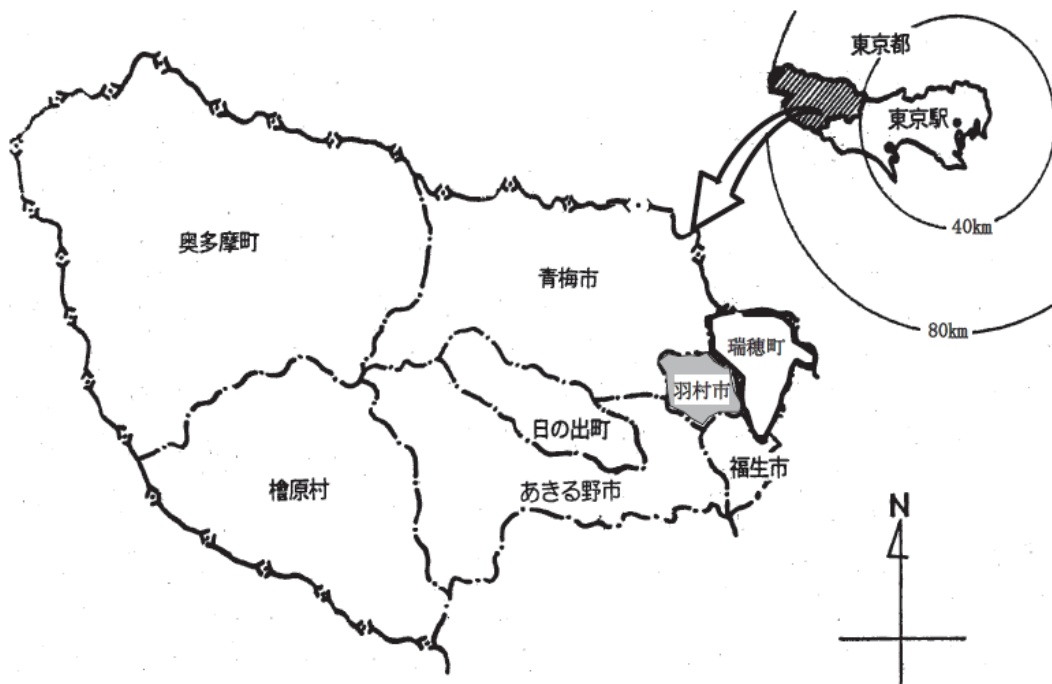


図2-1-1 本市の位置図

2. 気象

気温・月間降水量の状況を、表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

平成 27 年における気候は平均気温が 15.0℃と比較的温暖です。また、同年の年間降水量は 1,528.0mm となっています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成23年	14.3	37.0	-7.2	1,755.5
平成24年	14.0	36.5	-7.6	1,360.5
平成25年	14.7	37.3	-6.4	1,324.0
平成26年	14.3	37.8	-5.4	1,785.5
平成27年	15.0	37.3	-6.0	1,528.0
1月	3.6	15.6	-5.6	60.0
2月	4.2	18.1	-6.0	35.5
3月	8.6	23.1	-4.5	65.0
4月	13.5	28.7	0.6	91.0
5月	20.0	31.2	6.7	52.5
6月	21.1	30.6	13.1	124.0
7月	25.5	36.9	18.0	372.0
8月	25.5	37.3	16.6	178.0
9月	21.3	32.9	13.0	339.5
10月	16.7	27.4	4.9	35.5
11月	12.4	22.8	1.9	123.0
12月	7.3	18.9	-3.7	52.0

資料：青梅観測所

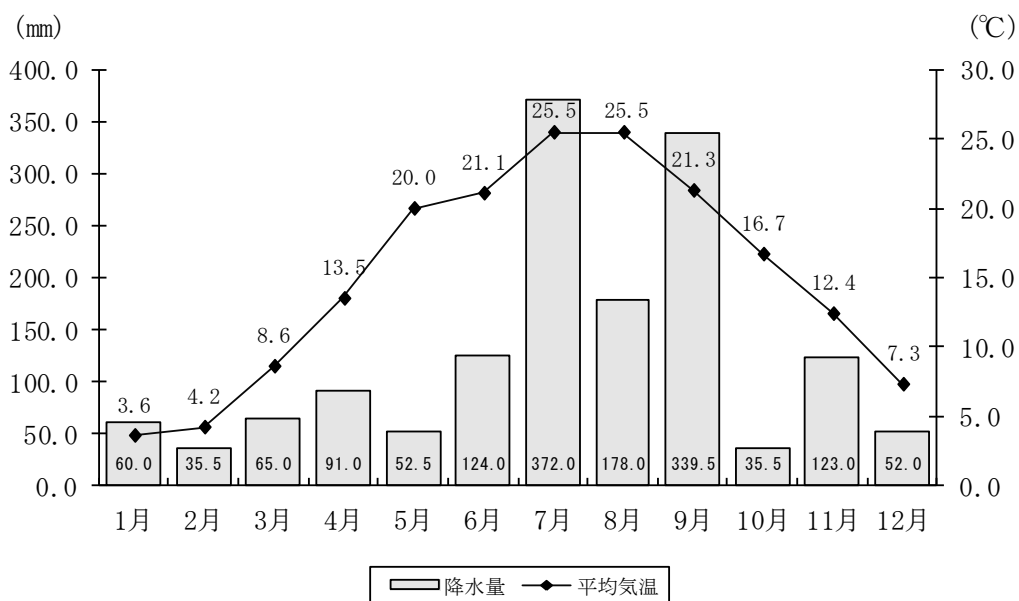


図2-1-2 気温・降水量の状況

第2節 社会環境

1. 人口の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

行政区域内人口の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

本市の人口は、平成22年度をピークに微減傾向にあり、平成27年度は平成22年度に比べ1,268人減少しています。

一方、世帯数については増加傾向を示しているため、一世帯当たりの人員は、平成18年度で2.38人でしたが、平成27年度では2.23人と減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

表2-2-1 人口と世帯数の実績

年 度	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人／世帯
平成18年度	57,350	24,086	2.38
平成19年度	57,557	24,366	2.36
平成20年度	57,667	24,595	2.34
平成21年度	57,491	24,589	2.34
平成22年度	57,746	24,885	2.32
平成23年度	57,589	24,990	2.30
平成24年度	57,268	25,054	2.29
平成25年度	56,952	25,075	2.27
平成26年度	56,599	25,144	2.25
平成27年度	56,478	25,374	2.23

(各年10月1日現在)

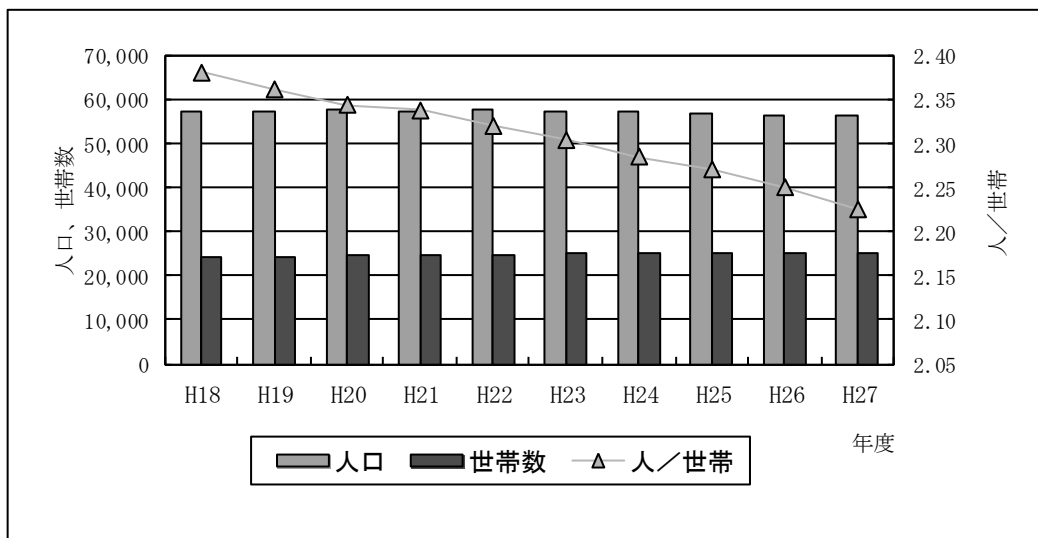


図2-2-1 人口と世帯数の実績

(2) 人口動態

人口動態の推移を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示します。

本市の人口動態は、平成 23 年度までは自然動態が増加基調、社会動態が減少基調の動向が見られましたが、平成 24 年度からは自然動態・社会動態共に減少しています。

表2-2-2 人口動態の推移

区分			人数 (人)	区分			人数 (人)
平成22年度	自然動態	出生	483	平成25年度	自然動態	出生	455
		死亡	414			死亡	504
		増減	69			増減	-49
	社会動態	転入	2,758		社会動態	転入	2,521
		転出	2,892			転出	2,831
		増減	-134			増減	-310
総増減数			-65	総増減数			-359
平成23年度	自然動態	出生	481	平成26年度	自然動態	出生	404
		死亡	456			死亡	491
		増減	25			増減	-87
	社会動態	転入	2,826		社会動態	転入	2,363
		転出	2,903			転出	2,530
		増減	-77			増減	-167
総増減数			-52	総増減数			-254
平成24年度	自然動態	出生	448	平成27年度	自然動態	出生	417
		死亡	480			死亡	451
		増減	-32			増減	-34
	社会動態	転入	2,627		社会動態	転入	2,620
		転出	2,824			転出	2,768
		増減	-197			増減	-148
総増減数			-229	総増減数			-182

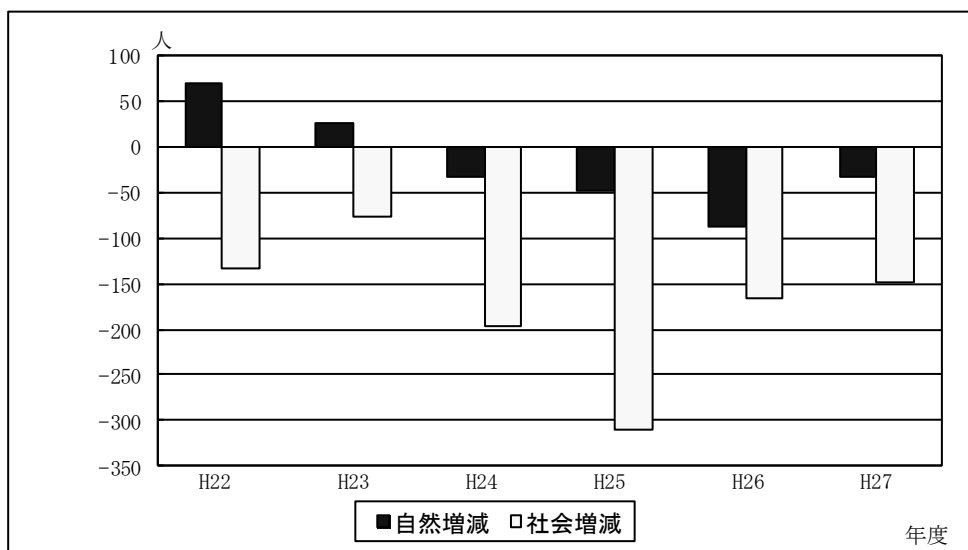


図2-2-2 人口動態の推移

2. 産業の現状

本市の産業大分類別の従業者数を表 2-2-3 に示します。

本市（平成 22 年度値）では、第 3 次産業の従業者数が一番多く、63.6%を占めており、次いで第 2 次産業が 30.4%、第 1 次産業が 0.7%となっています。

表2-2-3 産業大分類別従業者数

	就業者数	産業大分類別			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成17年	28,244人	206人	9,372人	18,027人	639人
	100%	0.7%	33.2%	63.8%	2.3%
平成22年	27,379人	185人	8,317人	17,421人	1,456人
	100%	0.7%	30.4%	63.6%	5.3%

注：各年10月1日現在。

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）

(1) 農業の状況

本市の農業の状況を表 2-2-4 に示します。

農家戸数は年々減少しており、兼業農家も減少しています。

表2-2-4 農業の状況

単位：戸

	農家	自給的農家	販売農家		
			専業農家	兼業農家	
				第1種	第2種
平成7年	203	—	3	21	179
平成12年	135	58	11	13	53
平成17年	122	52	21	8	41
平成22年	123	56	17	9	41

注：各年2月1日現在。

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）

※「第1種」：主な所得を農業から得ている兼業農家 「第2種」：主な所得を兼業している職から得ている農家

(2) 工業の状況

本市の工業の状況を表 2-2-5 に示します。

事業所数は減少傾向にあり、製造品出荷額等は平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度は減少しています。

表2-2-5 工業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成22年	78	8,338	61,118,979
平成24年	79	8,105	63,505,208
平成25年	70	7,730	67,110,932
平成26年	69	7,664	63,333,600

注：各年12月31日現在。

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）、工業統計調査

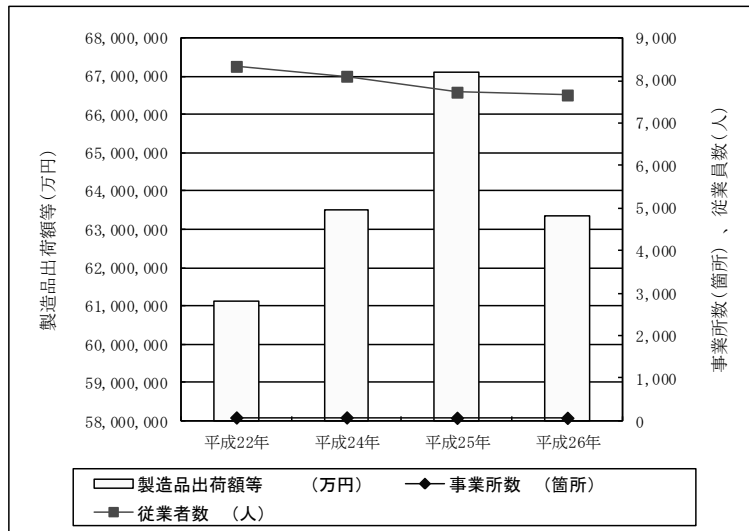


図 2-2-3 工業の状況

(3) 商業の状況

本市の商業の状況を表 2-2-6 に示します。

事業所数は減少しており、これに伴い年間販売額も減少しています。

表2-2-6 商業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成14年	559	4,604	144,564
平成16年	542	4,219	134,612
平成19年	473	3,701	125,055
平成26年	327	2,856	90,070

注：平成14～19年は6月1日現在。平成26年は7月1日現在。

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）、商業統計

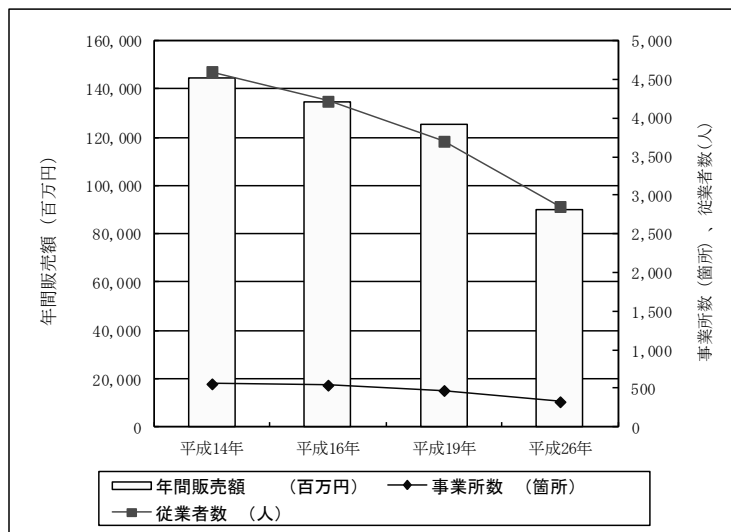


図 2-2-4 商業の状況

3. 土地利用

本市の地目別面積の状況を表 2-2-7 及び図 2-2-5 に示します。

地目別面積の状況としては、宅地が90%弱を占めており、田畑は7%程度です。

表2-2-7 地目別面積の状況

単位：ha

	総数	宅地					田	畑	山林	その他	免税点未満
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
平成23年	617.65	538.76	19.02	173.21	346.49	0.04	5.17	40.12	12.09	14.98	6.53
平成24年	611.24	539.26	19.08	169.94	350.19	0.04	4.72	38.15	6.63	16.04	6.44
平成25年	611.23	540.67	19.08	170.70	350.84	0.04	4.72	37.69	6.40	15.28	6.47
平成26年	610.28	541.18	19.15	170.22	351.77	0.04	4.72	36.31	6.07	15.04	6.97
平成27年	608.55	541.55	18.89	170.82	351.81	0.03	4.55	35.76	4.70	15.30	6.69

注：固定資産税が非課税とされている国有地、道路、保安林等は除かれている。各年1月1日現在。

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）、東京都統計年鑑

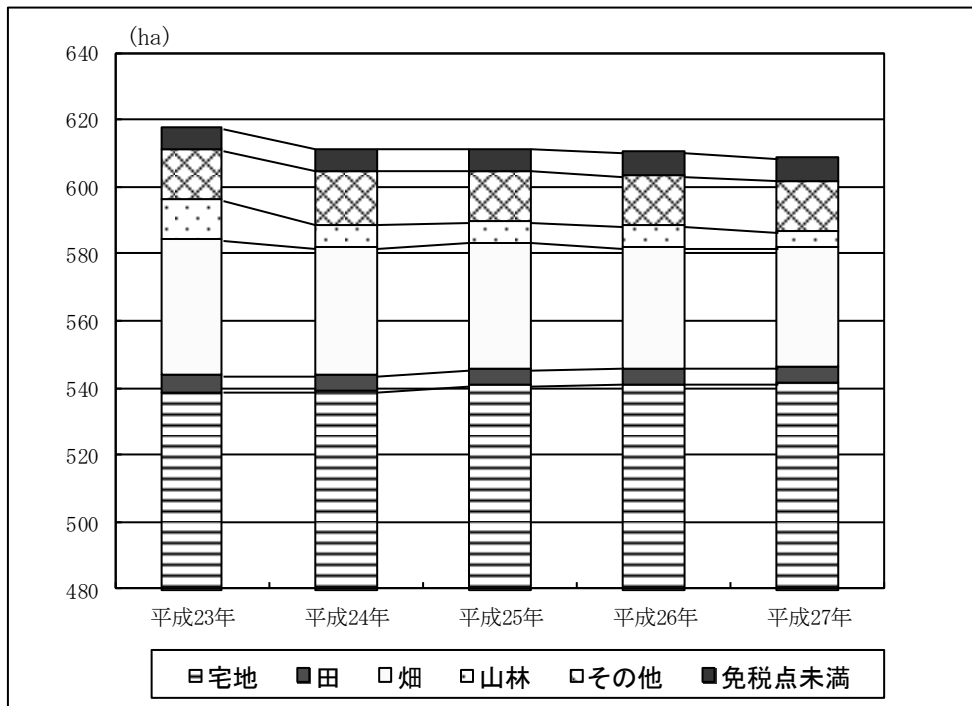


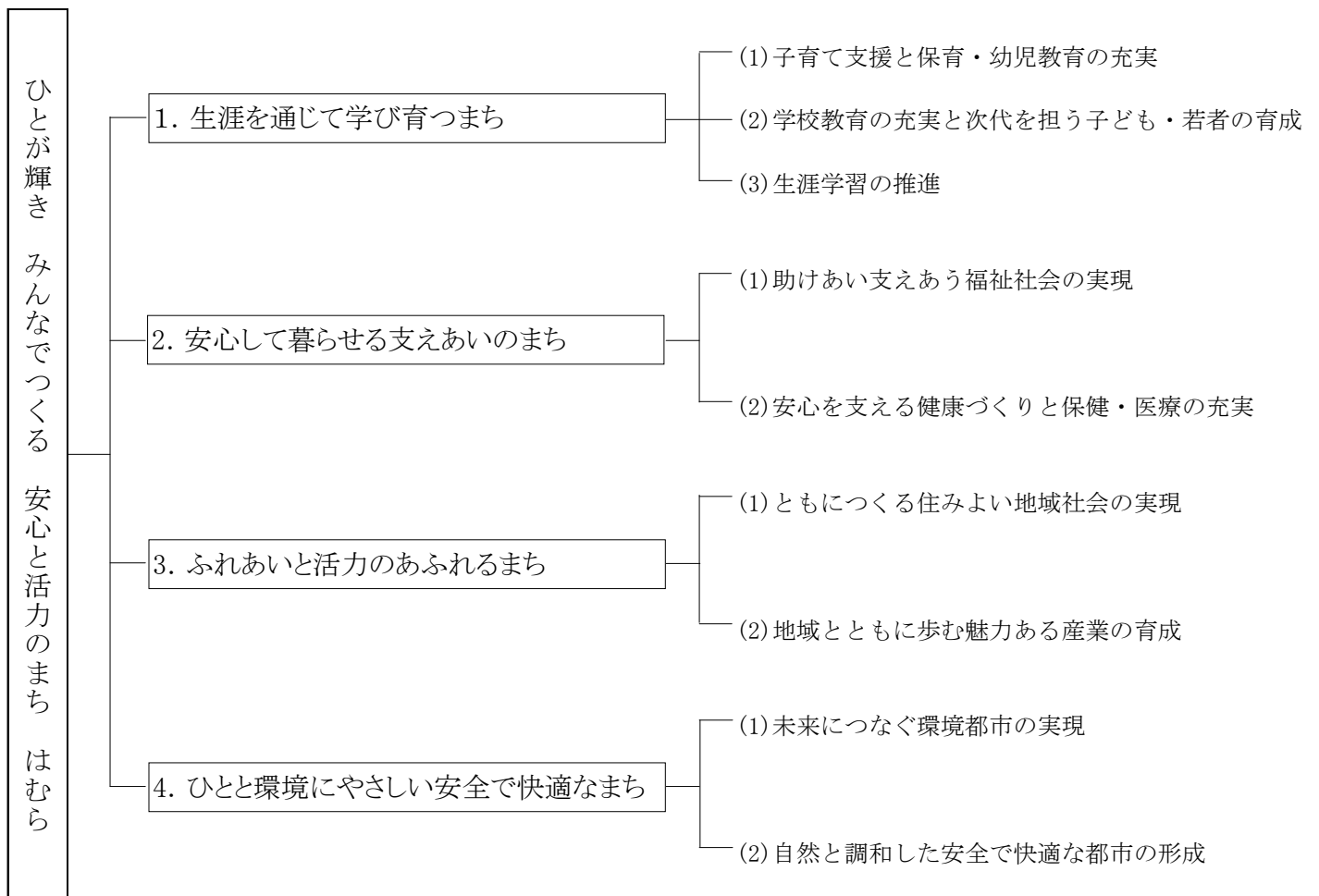
図 2-2-5 地目別面積の状況

第3節 将来計画

1. 長期総合計画

(1) 総論

第五次羽村市長期総合計画では、計画期間を平成24年度から平成33年度と定めており、以下に示す施策の大綱を掲げています。



(2) 廃棄物処理に関する事項

第五次羽村市長期総合計画後期基本計画の中で、廃棄物処理に関する事項は、基本目標 4「ひとと環境にやさしい安全で快適なまち」の基本施策 1「未来につながる環境都市の実現」において、施策 25「循環型社会」で述べています。以下に基本方針及び今後の方向性を示します。

基本方針

環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を築きます。

今後の方向性

(1) ごみの減量化、資源化の推進

- ①ごみの減量化・資源化をより一層推進するため、排出抑制や分別の徹底などについて、広報はむらなどを活用し、市民および事業者などの意識高揚を図っていきます。
- ②リサイクル商品を取り扱う店舗などを、市のリサイクル推進協力店として認定する制度を検討し、行政と事業者などの連携およびリサイクルの推進を図ります。

(2) 廃棄物処理施設の運営

- ①今後も安定した廃棄物処理を行うため、リサイクルセンターなどの設備について、計画的な修繕を実施し、機能の維持管理に努めます。
- ②今後の廃棄物処理施設のあり方について、周辺地域における共同処理、民間活力の導入などを調査・研究し、共同処理などに関する取り組みを推進していきます。

(3) ごみの不法投棄の防止強化

ごみの不法投棄・ポイ捨て防止に関するキャンペーンやパトロールなどを市民や事業者と協働して実施するとともに、広報はむらなどを活用した啓発活動の継続によるモラルの向上に努めることで、ごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策の強化に取り組めます。



第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状

1. ごみ分別区分とごみ処理フロー

本市のごみ分別区分を表3-1-1に、ごみ処理フローを図3-1-1に示します。

表3-1-1 分別区分

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ□		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム用品、かっぱ、浮き輪、CD、DVD、ビデオテープ等
燃やせないごみ□		ビデオデッキ、電気ストーブ、掃除機、電話機、炊飯器、ラジカセ等
粗大ごみ		大きさ50cm以上のたんす・机・椅子・ガステーブル・スキー板、自転車等
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		蛍光管、蛍光灯、電池、スプレー缶、使い捨てライター等
資源物	ダンボール	ダンボール
	新聞紙	新聞、折り込みチラシ含む
	雑誌・雑紙	雑誌、シュレッダー屑、菓子箱等
	古着・古繊維	衣類、シーツ、カーテン等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	缶	飲料用の缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	硬質プラスチック	プラスチック製のバケツ・ハンガー・ボウル・プランター、CDケース等
	金属	スプーン、フォーク、針金ハンガー、なべ等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	白色トレイ	白色のトレイ
	紙パック	牛乳、ジュース等のアルミコーティングされていない紙パック

本市内から発生したごみの処理・処分体制は以下に示すとおりです。

燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理し、燃やせないごみ、粗大ごみ、剪定枝、有害ごみ及び資源物はリサイクルセンターで破碎・選別等により処理を行い、資源となるものはリサイクル事業者等で再生され、破碎選別可燃物は焼却処理をしています。資源物は、リサイクルセンターへの搬入以外に直接資源化業者へ搬入するルートもあります。

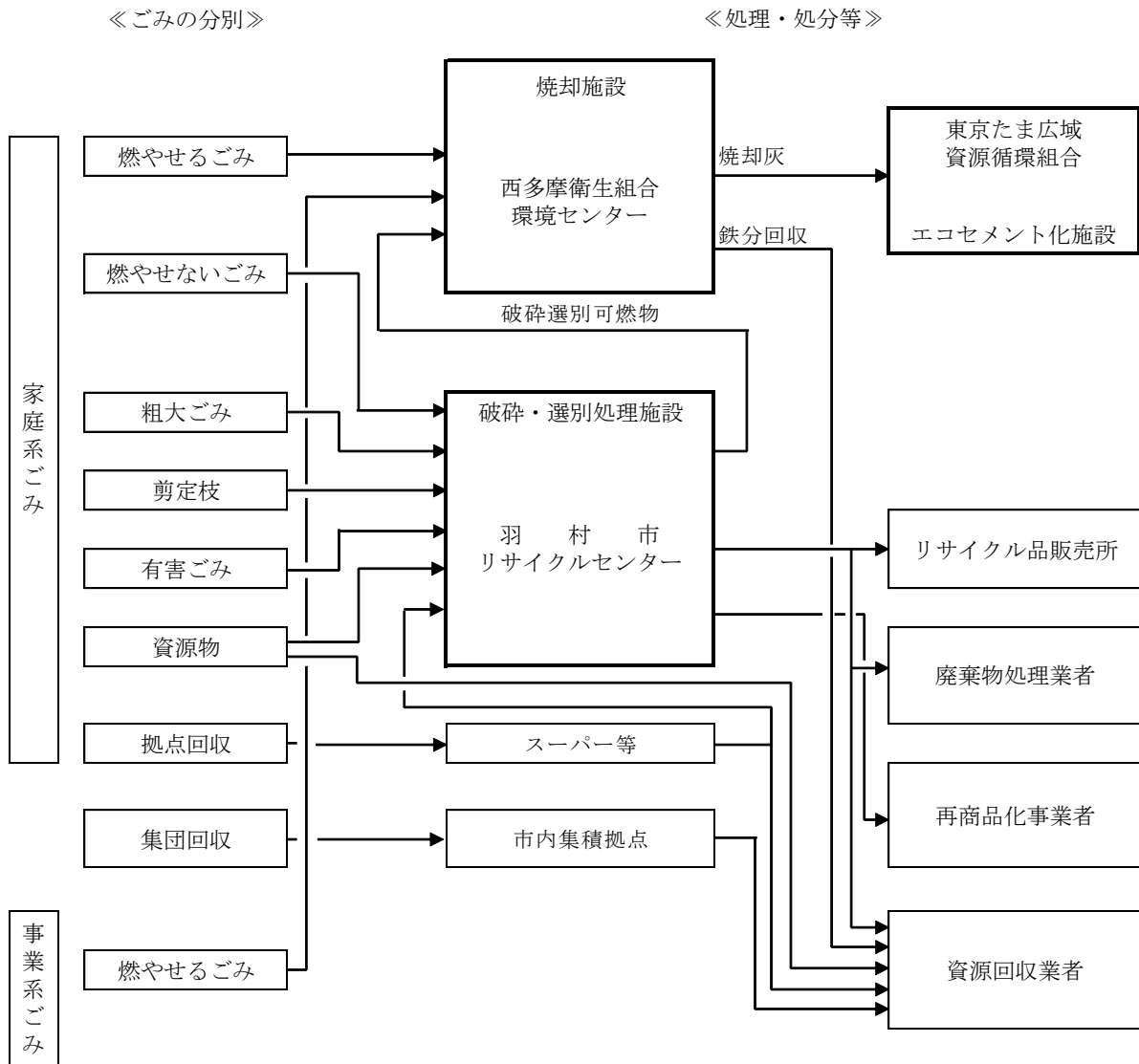


図3-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ収集量の実績

本市のごみ収集量の実績を表3-1-2に示します。

表3-1-2 ごみ収集量の実績

項目		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
行政区域内人口		人	57,589	57,268	56,952	56,599	56,478
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	9,027	9,033	8,982	8,866	8,770
	燃やせないごみ		408	400	403	389	386
	一般家庭		386	378	381	366	364
	公園・公共施設等		5	4	4	4	3
	スプレー缶・ライター等		17	18	18	19	19
	粗大ごみ		552	537	571	541	563
	回収		172	164	181	156	152
	持込		376	367	383	380	408
	その他不法投棄等		4	6	7	5	3
	剪定枝		44	41	28	29	38
	持込		25	29	21	24	33
	回収		19	12	7	5	5
	資源物		4,645	4,609	4,579	4,387	4,374
	缶		220	214	215	205	202
	ビン		446	442	448	442	445
	ペットボトル		175	172	183	170	178
	白色トレイ		9	8	8	7	7
	容器包装プラスチック		621	619	626	622	633
	ダンボール		447	443	433	419	419
	新聞紙		771	785	777	698	663
	雑誌・雑紙		1,496	1,483	1,450	1,396	1,403
	古着・古繊維		304	288	282	279	278
	紙パック		28	27	27	24	24
	硬質プラスチック		92	91	94	91	90
	金属		36	37	36	34	32
	有害ごみ		27	25	24	23	23
乾電池	18	17	16	16	16		
蛍光管	9	8	8	7	7		
家庭系ごみ計			14,703	14,645	14,587	14,235	14,154
資源回収	古紙		1,066	1,066	1,011	980	955
	古繊維		0	0	9	9	9
	ビン		7	7	7	7	7
	鉄		1	1	1	2	2
	アルミ		10	10	10	9	9
	ペットボトル		0	0	0	0	0
合計			1,084	1,084	1,038	1,007	982
事業系ごみ	燃やせるごみ		2,302	2,365	2,441	2,575	2,659
	燃やせないごみ		0	0	0	0	0
	剪定枝		0	0	0	0	0
	事業系ごみ計			2,302	2,365	2,441	2,575
ごみ量合計			18,089	18,094	18,066	17,817	17,795
総原単位		g/人/日	860.56	865.62	869.08	862.45	863.23

(2) ごみ処理量の実績

本市のごみ処理量の実績を表3-1-3に示します。

表3-1-3 ごみ処理量の実績

区 分 \ 年 度		実績（家庭系+事業系）（t/年）					
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
焼却	燃やせるごみ	11,329	11,398	11,423	11,441	11,429	
	破砕選別可燃物	768	757	779	757	813	
	計	12,097	12,155	12,202	12,198	12,242	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	103	87	91	89	79
焼却残渣(資源化)		1,085	1,046	1,027	1,002	1,014	
破砕選別	燃やせないごみ	408	400	403	389	386	
	処理内訳	破砕選別可燃物	192	191	190	183	181
		破砕選別不燃物	57	50	50	0	0
		破砕選別資源物	145	144	149	191	205
		その他(処理困難物)	14	15	14	15	0
	粗大ごみ・剪定枝	破砕選別可燃物	436	420	426	408	449
		破砕選別不燃物	2	1	11	0	0
		破砕選別資源物	97	98	102	105	152
		その他(処理困難物)	61	59	60	57	0
	資源物	選別可燃物	140	146	163	166	183
		選別不燃物	10	18	15	0	0
		選別資源物	1,449	1,419	1,432	1,405	1,404
		その他(処理困難物)	0	0	0	0	0
	有害ごみ	選別可燃物	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	0	0	0	0	23
		その他(廃乾電池、廃蛍光管)	27	27	24	23	0
	直接資源化		3,046	3,026	2,969	2,816	2,787
	その他資源化	破砕選別資源物	1,691	1,661	1,683	1,701	1,784
		鉄分回収(資源化)	103	87	91	89	79
焼却残渣(資源化)		1,085	1,046	1,027	1,002	1,014	
資源回収		1,084	1,084	1,038	1,007	982	
資源化計（直接+その他）		7,009	6,904	6,808	6,615	6,646	

(3) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業と総資源化率の推移

1) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業

本市においては、以下に示すとおり、排出抑制・資源化に関する事業を積極的に推進しています。

- ① 資源物収集事業
- ② 資源回収事業
- ③ ペットボトル・食品用白色トレイ・紙パックの拠点回収事業
- ④ 剪定枝回収事業
- ⑤ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

2) 総資源化率の推移

過去5年の推移をみますと、総資源化率は平成23年度以降伸び悩んでいます。

表3-1-4 総資源化率の推移

項目	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
破碎選別資源物	t/年	1,691	1,661	1,683	1,701	1,784
直接資源化量		3,046	3,026	2,969	2,816	2,787
鉄分回収(資源化)		103	87	91	89	79
焼却残渣(資源化)		1,085	1,046	1,027	1,002	1,014
資源回収		1,084	1,084	1,038	1,007	982
総資源化量計(B)		7,009	6,904	6,808	6,615	6,646
ごみ総排出量(A)		18,089	18,094	18,066	17,817	17,795
総資源化率(B)/(A)	%	38.7	38.2	37.7	37.1	37.3

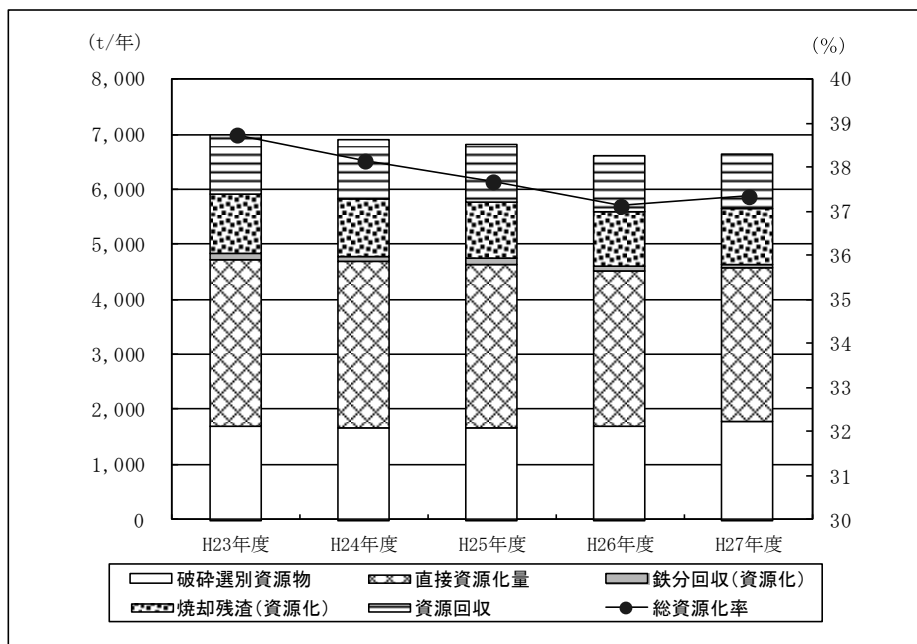


図3-1-2 総資源化率の推移

(4) ごみ質分析結果

本市の燃やせるごみを処理している西多摩衛生組合環境センターに搬入されるごみのごみ質分析結果を表3-1-5に示します。

表3-1-5 ごみ質分析結果

年度	採取月	単位 容積 重量 (kg/m ³)	三成分			ごみ組成割合(水分含まず)							低位 発熱量 (kcal/kg)	低位 発熱量 (kJ/kg)
			水分 (%)	灰分 (%)	可燃分 (%)	紙・布類 (%)	ビニール・合 成樹脂 (%)	ゴム・皮革 類 (%)	木・ 竹・ わら類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物 (%)	その他 (%)		
23	4月	277	43.27	7.35	49.38	41.4	15.8	2.4	17.0	9.5	6.1	7.8	2,013	8,426
	5月	162	37.55	7.58	54.87	34.7	28.6	0.3	14.3	13.1	3.1	5.9	-	-
	6月	165	48.85	5.91	45.24	39.3	16.9	0.1	25.2	15.0	1.3	2.2	-	-
	7月	212	51.93	4.63	43.44	51.2	23.5	4.3	9.6	7.0	1.6	2.8	1,816	7,602
	8月	232	54.45	4.36	41.19	50.7	20.2	0.4	11.6	13.3	0.9	2.9	-	-
	9月	159	50.22	4.84	44.94	48.5	21.7	0.4	17.1	7.9	0.4	4.0	-	-
	10月	170	48.63	5.93	45.44	46.5	23.5	0.0	17.8	7.6	1.8	2.8	1,883	7,882
	11月	167	41.38	7.10	51.52	44.8	20.9	1.0	18.4	8.1	3.5	3.3	-	-
	12月	154	40.43	6.21	53.36	51.3	22.1	0.4	15.1	6.2	2.0	2.9	-	-
	1月	140	46.28	6.06	47.66	51.6	21.7	3.3	13.6	5.0	3.1	1.7	2,070	8,665
	2月	161	55.23	4.75	40.02	44.3	34.4	1.2	8.3	8.7	2.7	0.4	-	-
	3月	167	51.62	4.72	43.66	49.8	20.2	0.7	15.9	10.1	1.0	2.3	-	-
	平均	181	47.49	5.79	46.73	46.2	22.5	1.2	15.3	9.3	2.3	3.3	1,946	8,144
24	4月	157	44.98	5.26	49.76	49.7	22.5	1.4	17.1	7.0	1.1	1.2	2,111	8,837
	5月	171	38.40	6.63	54.97	47.5	21.8	3.0	16.3	8.4	2.2	0.8	2,490	10,423
	6月	189	50.62	4.45	44.93	43.0	21.2	0.6	11.4	20.2	1.2	2.4	1,845	7,723
	7月	183	42.35	6.45	51.20	42.5	24.7	2.1	19.2	7.6	2.4	1.5	2,259	9,456
	8月	137	47.64	5.09	47.27	45.3	21.4	0.5	19.3	9.1	1.2	3.2	2,043	8,552
	9月	186	45.38	5.83	48.79	40.3	23.9	0.7	23.6	8.2	0.9	2.4	2,244	9,393
	10月	153	47.49	5.43	47.08	47.7	28.0	2.7	10.3	7.0	1.3	3.0	2,126	8,899
	11月	163	47.16	5.04	47.80	42.2	33.9	0.6	13.1	6.4	1.6	2.2	2,213	9,264
	12月	177	41.28	7.00	51.72	51.0	15.2	1.6	13.9	11.1	3.0	4.2	2,217	9,280
	1月	218	44.11	5.42	50.47	61.4	19.6	0.0	6.3	10.0	0.9	1.8	2,276	9,527
	2月	125	47.95	4.94	47.11	48.3	29.0	2.4	6.1	10.2	2.3	1.7	2,154	9,017
	3月	219	52.48	6.10	41.42	47.9	21.3	1.6	11.7	11.2	3.9	2.4	1,721	7,204
	平均	173	45.82	5.64	48.54	47.2	23.5	1.4	14.0	9.7	1.8	2.2	2,142	8,965
25	4月	247	52.24	4.23	43.53	51.6	20.5	0.3	8.7	14.2	1.5	3.2	1,950	8,163
	5月	246	49.41	4.67	45.92	51.4	15.3	0.0	20.8	3.1	1.2	8.2	1,910	7,995
	6月	273	56.47	3.19	40.34	44.2	19.3	3.1	15.4	13.0	0.4	4.6	1,890	7,912
	7月	169	36.83	6.96	56.21	65.5	18.0	1.2	6.4	4.5	0.1	4.3	2,440	10,214
	8月	241	49.82	5.16	45.03	42.6	24.1	0.0	18.3	7.7	1.9	5.4	2,060	8,623
	9月	267	53.35	4.36	42.29	52.7	21.1	4.9	3.5	10.8	1.3	5.7	1,910	7,995
	10月	211	44.82	4.42	50.76	37.1	21.4	5.1	23.1	8.8	0.1	4.4	2,740	11,470
	11月	206	47.89	4.13	47.98	49.2	19.9	1.7	11.5	11.8	2.1	3.8	2,410	10,088
	12月	176	51.02	6.24	42.74	39.2	23.5	2.0	19.0	9.0	1.5	5.8	1,850	7,744
	1月	231	45.45	5.84	48.71	49.5	22.0	0.0	7.7	13.1	2.4	5.3	2,240	9,377
	2月	167	41.80	4.39	53.81	58.3	21.8	1.1	4.3	6.6	0.2	7.7	2,590	10,842
	3月	234	45.76	5.59	48.65	60.5	15.4	0.0	6.9	10.2	1.6	5.4	1,970	8,246
	平均	222	47.91	4.93	47.16	50.2	20.2	1.6	12.1	9.4	1.2	5.3	2,163	9,056
26	4月	174	42.64	9.04	48.32	50.9	22.8	0.0	11.7	5.2	4.5	4.9	2,280	9,544
	5月	201	47.06	6.35	46.59	45.3	18.3	0.8	11.0	18.2	1.4	5.0	2,050	8,581
	6月	299	57.11	4.68	38.21	51.0	21.9	0.0	9.6	10.7	1.9	4.9	1,550	6,488
	7月	223	43.15	6.05	50.80	54.6	21.0	1.4	7.0	9.0	1.3	5.7	2,290	9,586
	8月	257	51.21	3.90	44.89	44.0	25.2	1.4	14.1	10.0	0.1	5.2	2,080	8,707
	9月	259	50.23	5.97	43.80	49.5	22.6	0.0	10.1	10.4	1.6	5.8	1,960	8,205
	10月	236	51.65	3.61	44.74	45.0	16.1	2.3	22.1	9.8	0.9	3.8	1,910	7,995
	11月	222	50.86	4.95	44.19	32.4	26.3	4.9	18.9	10.1	2.4	5.0	2,150	9,000
	12月	211	44.35	5.62	50.03	58.8	21.0	0.0	11.1	5.9	1.0	2.2	2,210	9,251
	1月	258	44.54	5.11	50.35	57.5	19.6	0.0	8.7	7.3	1.3	5.6	2,090	8,749
	2月	231	52.80	3.26	43.94	58.3	24.7	0.0	5.2	7.2	0.2	4.4	1,950	8,163
	3月	235	36.79	4.03	59.18	67.2	13.7	1.0	5.7	7.5	1.3	3.6	2,710	11,344
	平均	234	47.70	5.21	47.09	51.2	21.1	1.0	11.3	9.3	1.5	4.7	2,103	8,801
27	4月	179	42.42	5.82	51.76	53.2	22.5	0.2	14.1	6.4	1.0	2.6	2,265	9,481
	5月	223	52.22	5.04	42.74	42.5	29.3	0.2	13.6	10.3	2.2	1.9	1,927	8,066
	6月	202	48.34	5.20	46.46	36.4	24.7	3.3	20.2	13.5	0.1	1.8	2,047	8,569
	7月	197	52.70	5.01	42.29	52.5	19.5	0.1	17.1	6.1	1.1	3.6	1,712	7,166
	8月	176	45.16	6.76	48.08	53.3	21.9	0.7	13.6	4.6	4.2	1.7	2,101	8,795
	9月	155	41.27	6.28	52.45	54.0	22.2	0.3	12.1	7.9	1.4	2.1	2,288	9,578
	10月	170	43.82	6.87	49.31	48.4	21.1	0.2	14.7	11.6	3.4	0.6	2,140	8,958
	11月	152	41.25	6.14	52.61	62.8	16.5	0.1	14.5	3.0	2.1	1.0	2,171	9,088
	12月	168	43.11	6.38	50.51	46.9	27.9	0.1	12.7	9.2	1.5	1.7	2,343	9,808
	1月	189	46.26	5.61	48.13	52.4	25.4	0.4	9.0	10.4	1.7	0.7	2,165	9,063
	2月	155	50.41	5.47	44.12	43.9	27.6	0.6	13.8	11.0	1.8	1.3	2,069	8,661
	3月	203	55.60	4.44	39.96	44.8	28.4	0.6	14.1	9.3	1.5	1.3	1,744	7,300
	平均	181	46.88	5.75	47.37	48.0	23.9	0.6	14.1	8.6	1.8	1.7	2,081	8,711

※ 1kcal=4.186kJ

第2節 収集・運搬の現状

1. 計画収集区域

計画収集区域は、本市全域です。

2. 収集・運搬体制

本市におけるごみ種別の収集頻度や収集方法等を表3-2-1に示します。

表3-2-1 収集・運搬体制

区分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やせるごみ	2回/週	委託	戸別	市指定収集袋（青色）	有料	
燃やせないごみ	1回/月	委託	戸別	市指定収集袋（黄色）	有料	
粗大ごみ	随時	委託	戸別	なし	有料	
剪定枝	2回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料	
有害ごみ	1回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料	
資源物	缶	1回/週	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	ビン	1回/週	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	ペットボトル	2回/月	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
		随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	白色トレイ	随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	容器包装プラスチック	1回/週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	ダンボール	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	新聞紙	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	雑誌・雑紙	1回/週	委託	戸別	紙袋またはひもで束ねる	無料
	古着・古繊維	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	紙パック	随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	硬質プラスチック	2回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	金属	1回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料

3. 収集・運搬量の推移

本市の収集・運搬量の推移を表3-2-2に示します。

表3-2-2 収集・運搬量の推移

項目		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	9,027	9,033	8,982	8,866	8,770
	燃やせないごみ		408	400	403	389	386
	粗大ごみ		552	537	571	541	563
	剪定枝		44	41	28	29	38
	資源物		4,645	4,609	4,579	4,387	4,374
	有害ごみ		27	25	24	23	23
	家庭系ごみ計		14,703	15,556	15,228	14,618	14,420
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,302	2,365	2,441	2,575	2,659	
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	
	剪定枝	0	0	0	0	0	
	事業系ごみ計	2,302	2,365	2,441	2,575	2,659	
ごみ量合計			17,005	17,921	17,669	17,193	17,079

第3節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

本市の燃やせるごみは、青梅市、福生市、瑞穂町に本市を含めた3市1町で構成している西多摩衛生組合が運営する西多摩衛生組合環境センターにおいて共同処理しています。

西多摩衛生組合環境センターで焼却処理した焼却灰は、エコセメントの原料として再利用しています。なお、西多摩衛生組合環境センターでは、施設の延命化を図るため、平成25年度～平成28年度に基幹的設備改良工事を実施しています。

また、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ及び剪定枝等は羽村市リサイクルセンターで処理しています。

表3-3-1 西多摩衛生組合環境センターの概要

区 分	内 容
施設名称	西多摩衛生組合環境センター
所在地	羽村市羽4235番地
竣工年月	平成10年3月
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	流動床炉
処理能力(炉数)	480t/日(160t/日×3炉)
総事業費	29,767,000千円
余熱利用施設	場内給湯、浴場施設
建築面積	7,074㎡(工場棟:6,408㎡、管理棟:666㎡)
延床面積	15,536㎡(工場棟:14,226㎡、管理棟:1,310㎡)
煙突高さ	44.5m
発電設備	背圧式蒸気タービン方式(最大1,980kW)
公害防止対策設備	乾式消石灰、活性炭噴霧+触媒入りバグフィルター+脱硝反応棟

表3-3-2 羽村市リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	羽村市リサイクルセンター
所在地	羽村市羽4221番地1
竣工年月	平成8年3月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	30t/5h 粗大・不燃ごみ(20.79t/5h) 缶類(1.26t/5h) ビン類(2.95t/5h) 容器包装プラスチック(5.0t/5h)
総事業費	2,079,570千円

2. 中間処理量の推移

本市から西多摩衛生組合環境センターに搬入した燃やせるごみ及びリサイクルセンターの中間処理量の推移を表3-3-3に示します。

表3-3-3 中間処理量の推移

単位：t/年

項 目		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
焼却量内訳	燃やせるごみ	11,329	11,398	11,423	11,441	11,429
	破碎選別可燃物	768	757	779	757	813
	計	12,097	12,155	12,202	12,198	12,242
リサイクルセンター 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	768	757	779	757	813
	破碎選別不燃物	69	69	76	0	0
	破碎選別資源物	1,691	1,661	1,683	1,701	1,784
	その他	102	101	98	95	0
	計	2,630	2,588	2,636	2,553	2,597

第4節 最終処分場の現状

1. 最終処分場の概要

可燃不適合物や焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合が運営管理している二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設に搬入し、焼却残さについては、エコセメントの原料として資源化を実施しています。平成25年度まで可燃不適合物を二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入しておりましたが、現在は資源化施設で処理しています。

東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設及び二ツ塚廃棄物広域処分場の概要を表3-4-1及び表3-4-2に示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	着工：平成15年2月、 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約330t/日（平均処理量 約300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約520t/日（平均生産量 約430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残渣
総事業費	約26,500,000千円

表3-4-2 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立面積	184,000m ²
埋立容量	全体埋立量 : 3,700,000m ³
	廃棄物埋立量 : 2,500,000m ³
	覆土容量 : 1,200,000m ³
建設年月	第1期 着工：平成7年度 竣工：平成10年度
	第2期 着工：平成12年度 竣工：平成14年度
埋立期間	平成10年1月～平成40年3月（予定）※
埋立物	焼却残渣、不燃残渣及び焼却不適ごみ
埋立方式・種類	セル方式、管理型

※：この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

2. 最終処分量の推移

平成 18 年度までは、焼却灰を埋め立てていましたが、平成 19 年度からは全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

破碎選別不燃物については、平成 25 年度までは埋立処分を行っていましたが、平成 26 年度以降は全量資源化しています。

表3-4-3 最終処分量の推移

単位:t/年

区 分 \ 年 度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
破碎選別不燃物	69	69	76	0	0
計	69	69	76	0	0

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題

- ◇ごみ減量化及びごみに対する意識の向上を目的として実施している資源回収の回収品目の検討及び回収量の拡大を図る必要があります。
- ◇燃やせるごみの中に紙類等の資源物が混入していることから、分別の徹底を図る必要があります。
- ◇生ごみについては、水切りを励行するよう啓発活動を行うとともに、減量化を推進する必要があります。
- ◇ごみの収集及び処理費用の公表を行っていますが、更に多様な情報媒体を活用して市民にコスト意識を促す必要があります。
- ◇事業系の燃やせるごみの多くが紙類や食品廃棄物であると考えられることから、紙類及び食品廃棄物の資源化・減量化の促進を図る必要があります。
- ◇事業所（多量排出事業者）に対して減量化計画作成の義務化を図り、立入調査等を行うなど、指導を強化して事業系の燃やせるごみの減量化を推進する必要があります。

2. 収集・運搬に関する課題

- ◇低炭素社会に対応するため、環境に配慮した、低公害車の収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があります。
- ◇小規模事業所等のごみが家庭系収集ごみへ混入することを防ぐ必要があります。
- ◇戸別収集を基本としたごみの収集を行っていますが、集合住宅ではごみ集積所にて回収を行っていることから、分別のマナーが守られていない場合もあり、広報紙等により継続的に協力を呼びかけていく必要があります。

3. 中間処理に関する課題

◇資源化施設の統合の検討

羽村市リサイクルセンターについては稼働後 20 年が経過していることから、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。更に、資源化施設の効率的な運営を目的として、処理能力と稼働率の検証や地域性を考慮し、本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議しながら、施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があります。

◇共同処理している焼却施設に関する課題

西多摩衛生組合の焼却施設については、稼働後 18 年が経過し、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施していますが、今後も適切な維持管理により施設の延命化を図りつつ、長寿命化計画に基づき施設を適正に管理しながら施設の強靱性を確保する必要があります。

また、施設能力に余剰が発生する場合には、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要があります。更に、一般的には 25 年から 30 年で焼却施設を更新するものですが、本施設については、今後も 20 年以上にわたる施設稼働となるため、新しい施設を建設することと同様となります。よって、今後の組合運営については社会情勢の変化を踏まえた新たな運営方針を確立する必要があり、施設整備においては、地球温暖化防止、省エネルギー・創エネルギーの取り組みに配慮しつつ、発電施設の大規模化や地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取り組みを促進する必要があります。

◇施設整備に係る財政措置の軽減

施設の整備にあたっては、循環型社会形成推進交付金制度を活用するなど、財政負担の軽減を図る必要があります。

4. 最終処分に関する課題

◇平成 18 年度以降、焼却残渣をエコセメントの原料として利用することにより劇的に最終処分量は減少し、平成 26 年度からは従来埋立処分していた破碎不燃物の全量資源化により埋立処分量はゼロとなっており、今後もこの取り組みを継続する必要があります。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されましたが、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表3-6-1及び図3-6-1に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成26年度版）」を使用することによって算出します。

算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において採用した類似自治体は人口5万人～10万人未満の95市です。この95市の平均値等が表3-6-1に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

本市の人口1人1日当たりごみ総排出量は、平均値よりやや低く比較的良好で、廃棄物からの資源回収率は非常に高い水準にあります。また、廃棄物のうち最終処分される割合においては、最も高い水準にあります。

しかし、人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、他市に比べて、リサイクルに掛かる経費が高いことから、平均値を超えています。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.907	0.199	0.089	12,301	38,593
最大	1.319	0.398	0.701	24,411	78,607
最小	0.708	0.044	0	5,765	21,109
標準偏差	0.121	0.071	0.099	3,008	9,868
本市実績	0.862	0.311	0	14,078	44,135
指数値	104.9	156.4	200	85.6	85.6

注：指数値とは、平均値を100とした場合の対比値のこと。

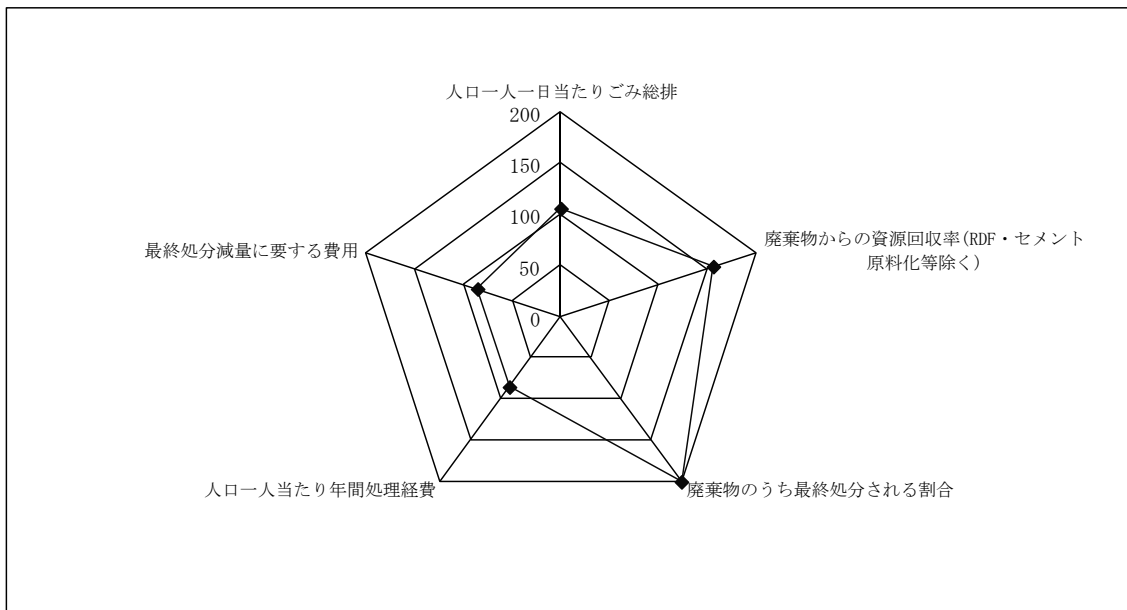


図3-6-1 標準的な指数値によるレーダーチャート

表3-6-2 標準的な指標の算出方法と見方

標準的な指標	指数化の方法	指数の見方
人口一人一日当たりごみ総排出量	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、ごみ総排出量は少なくなる。
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
廃棄物のうち最終処分される割合	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
人口一人当たり年間処理経費	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、一人当たりの年間処理経費は少なくなる。
最終処分減量に要する費用	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

第4章 ごみ排出量の予測

第1節 計画収集人口

計画収集人口は、表4-1-1に示すとおりです。

表4-1-1 計画収集人口の推移

年度	人口 (人)
平成18年度	57,350
平成19年度	57,557
平成20年度	57,667
平成21年度	57,491
平成22年度	57,746
平成23年度	57,589
平成24年度	57,268
平成25年度	56,952
平成26年度	56,599
平成27年度	56,478

(各年10月1日現在)

第2節 ごみ排出量の推計

1. 計画手法とその手順

将来人口は、「羽村市長期総合計画」及び「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画」を参考に設定するものとし、ごみ量の推計は過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線にあてはめる数学的手法（トレンド法）を用います。トレンド法に用いる推計式は、「ごみ処理施設構造指針解説」（厚生省水道環境部監修）に示された式を基本として以下の6推計式を使用します。

① 一次傾向線	: $y = a x + b$
② 二次傾向線	: $y = a x^2 + b x + c$
③ 一次指数曲線	: $y = a \times b^x$
④ ベキ曲線	: $y = y_0 + a \times x^b$
⑤ 対数曲線	: $y = a \times \ln(x) + b$
⑥ ロジスティック曲線	: $y = K / (1 + e^{(a-bx)})$
x	: 年度（基本年からの経過年数）
y	: x年度（基本年からx年後）の推計値
y ₀	: 実績初年度の値
K	: 過去の実績値から求められる飽和値
a, b, c	: 最小二乗法により求められる定数

本計画を立案するうえで、基本的な数値となる将来人口、ごみ排出量の将来推計を行い、計画条件を設定します。将来推計は、「ごみ処理施設構造指針解説」(厚生省水道環境部監修)にて示された方法を基本として、統計学的手法を用います。また、数値の採用にあたっては、本市の状況及び上位計画等を踏まえ、最も適切と思われるものを採択します。

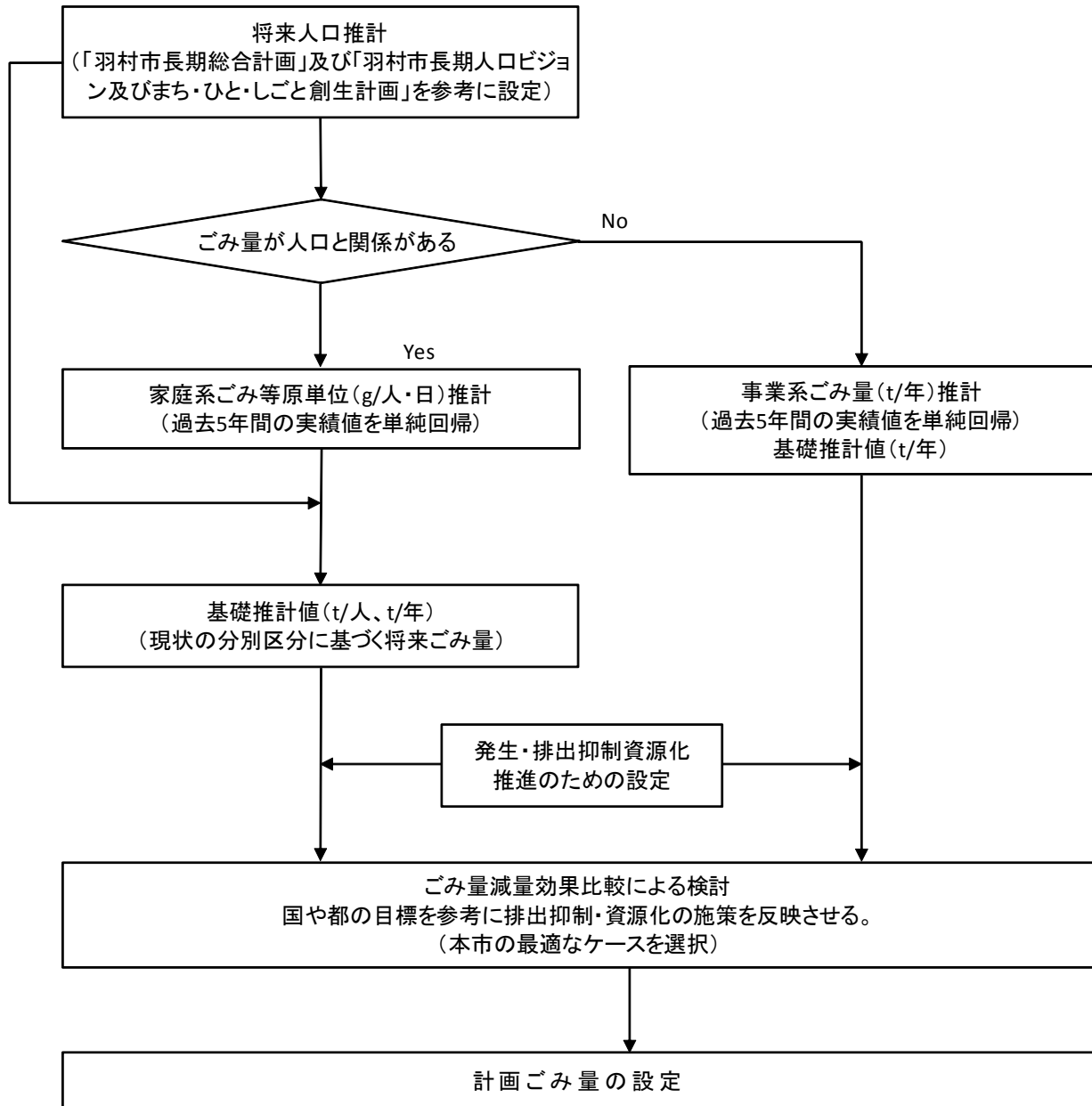


図4-2-1 将来人口及びごみ量推定フロー

2. 推計結果

表4-2-1 現況推移の推計結果

項目	単位	実績値					予測値															
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度
行政区域内人口	人	57,589	57,268	56,952	56,599	56,478	56,597	56,716	56,836	56,955	57,074	56,974	56,873	56,772	56,672	56,571	56,478	56,385	56,292	56,199	56,106	55,971
燃やせるごみ		9,027	9,033	8,982	8,866	8,770	8,807	8,804	8,800	8,797	8,793	8,753	8,716	8,676	8,640	8,603	8,567	8,530	8,494	8,457	8,421	8,377
燃やせないごみ		408	400	403	389	386	383	380	376	376	372	369	365	361	354	351	344	340	337	333	329	326
一般家庭		386	378	381	366	364	361	358	354	354	350	347	343	339	332	329	325	321	318	314	310	307
公園・公共施設等		5	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
スプレー缶・ライター等		17	18	18	19	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	15	15	15	15	15	15
粗大ごみ		552	537	571	541	563	555	559	562	566	569	569	573	573	573	573	573	577	577	577	577	577
回収		172	164	181	156	152	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153
持込		376	367	383	380	408	398	402	405	409	412	412	416	416	416	416	416	420	420	420	420	420
その他不法投棄等		4	6	7	5	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
剪定枝		44	41	28	29	38	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
持込		25	29	21	24	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
回収		19	12	7	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
資源物		4,645	4,609	4,579	4,387	4,374	4,394	4,385	4,369	4,366	4,363	4,336	4,317	4,299	4,278	4,264	4,232	4,215	4,196	4,184	4,162	4,144
缶		220	214	215	205	202	204	201	201	201	201	197	197	197	197	193	193	193	193	193	190	190
ビン		446	442	448	442	445	445	449	449	449	453	449	445	445	442	438	434	427	423	420	412	405
ペットボトル		175	172	183	170	178	179	179	179	179	183	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179
白色トレイ		9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
容器包装プラスチック		621	619	626	622	633	631	635	635	639	639	639	639	635	635	635	631	631	631	631	628	628
ダンボール		447	443	433	419	419	420	420	416	416	416	416	412	412	409	409	405	405	405	402	402	402
新聞紙		771	785	777	698	663	690	683	675	672	664	661	653	650	642	639	635	628	624	621	617	613
雑誌・雑紙		1,496	1,483	1,450	1,396	1,403	1,394	1,391	1,387	1,383	1,380	1,372	1,369	1,361	1,354	1,351	1,343	1,340	1,332	1,329	1,325	1,318
古着・古繊維		304	288	282	279	278	274	270	270	270	270	266	266	263	263	259	259	256	256	256	256	256
紙パック		28	27	27	24	24	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
硬質プラスチック		92	91	94	91	90	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
金属		36	37	36	34	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	29	29	29	29	29	29	29
有害ごみ		27	25	24	23	23	22	22	22	22	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
乾電池		18	17	16	16	16	15	15	15	15	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
蛍光管		9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
家庭系ごみ計		14,703	14,645	14,587	14,235	14,154	14,198	14,187	14,166	14,164	14,152	14,082	14,026	13,964	13,900	13,846	13,771	13,717	13,659	13,606	13,544	13,479
資源回収		1,066	1,066	1,011	980	955	960	953	945	942	938	931	923	916	909	905	898	894	891	883	880	876
古紙		0	0	9	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
古繊維		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
ビン		1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
鉄(スチール缶)		10	10	10	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	4	4	4	4	4	4	4	4
アルミ(アルミ缶)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル		1,084	1,084	1,038	1,007	982	985	978	970	967	963	956	948	941	931	927	920	916	913	905	902	898
合計																						
事業系ごみ		2,302	2,365	2,441	2,575	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659
燃やせるごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃やせないごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剪定枝		2,302	2,365	2,441	2,575	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659
事業系ごみ計																						
ごみ量合計		18,089	18,094	18,066	17,817	17,795	17,842	17,824	17,795	17,790	17,774	17,697	17,633	17,564	17,490	17,432	17,350	17,292	17,231	17,170	17,105	17,036
総原単位	g/人/日	860.56	865.62	869.08	862.45	863.23	863.69	861.01	857.79	855.76	853.21	851.00	849.43	847.61	845.53	844.23	841.64	840.21	838.63	837.05	835.26	833.90

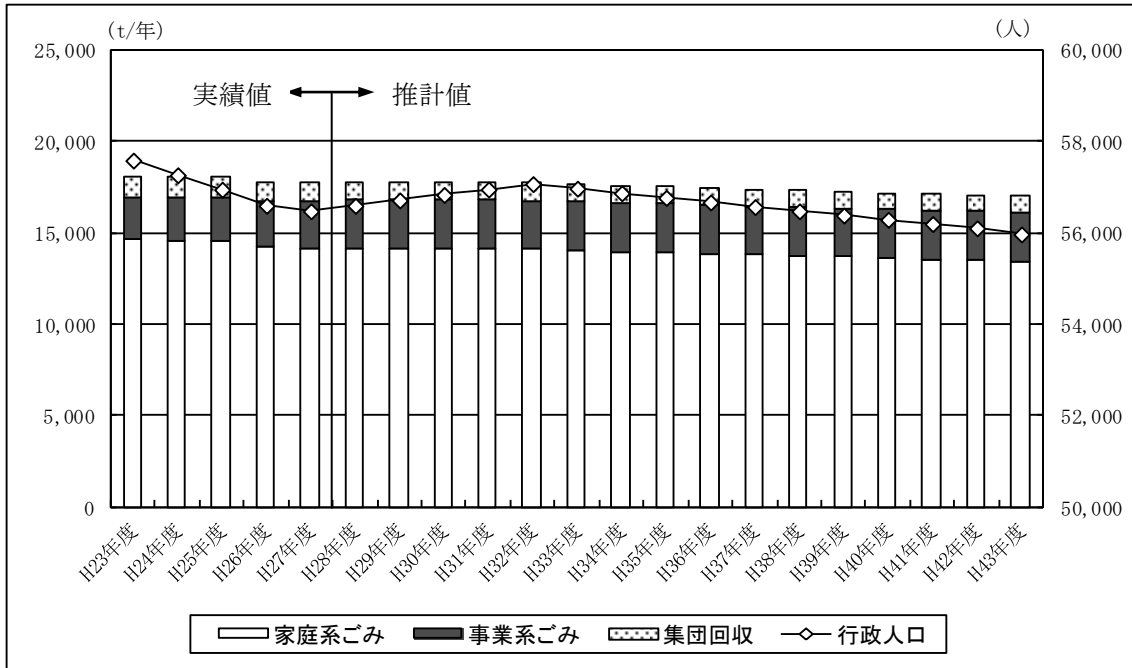


図4-2-2 総ごみ排出量の実績と予測

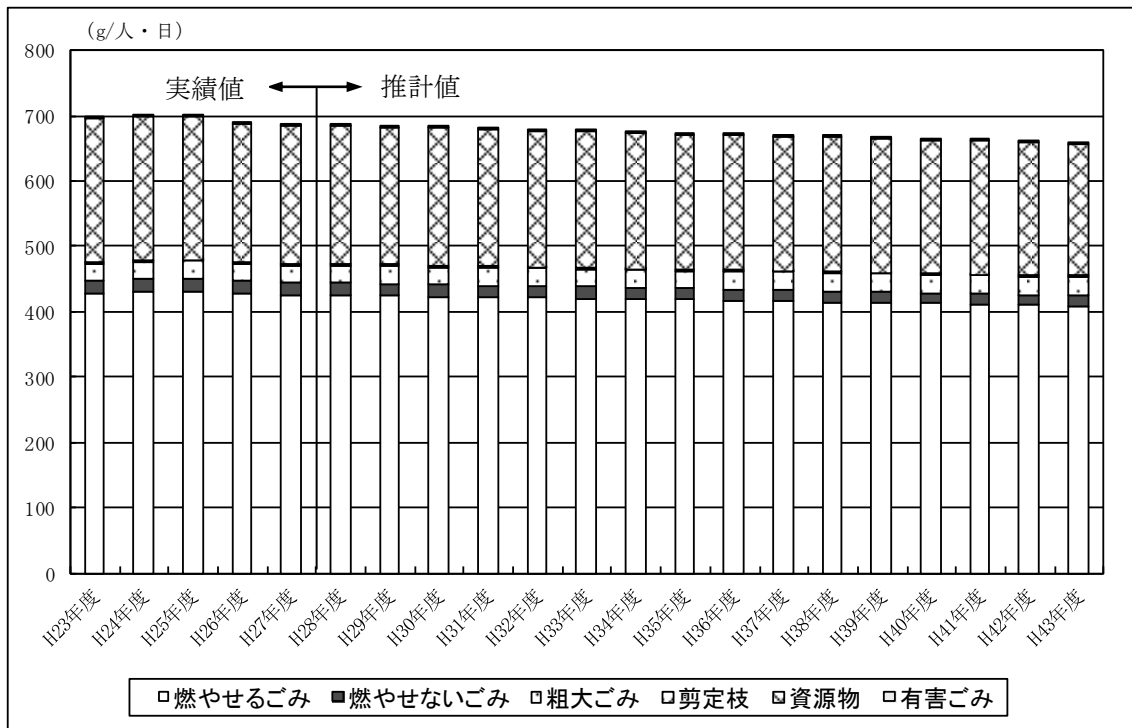


図4-2-3 家庭系ごみ量の実績と推移

第3節 減量化・資源化目標

本節では減量化・資源化に係る国の目標や長期総合計画及び平成24年3月に策定した羽村市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標を検証し、その上で目標を定めるものとします。

1. 国の目標とその検証

国における減量化・資源化目標は、廃棄物処理基本方針と循環型社会形成推進基本計画に示されており、これらの目標について以下に検証します。

(1) 廃棄物処理基本方針

ごみ排出量の増大、最終処分場の残余容量のひっ迫、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、ごみをめぐる様々な問題が指摘されるようになり、これらの問題に対応するため国では、廃棄物処理法の改正及びリサイクル関連法の整備を行っています。

可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ、適正な処分を行うことを基本とし、平成13年5月に廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」が策定されました。その後、社会・経済状況に対応した廃棄物処理制度の見直し等を踏まえ、平成22年12月と平成28年1月に同基本方針は改正されました。また、改正に伴い、廃棄物の減量化などの目標も改められています。

廃棄物処理基本方針で示されている目標

- ◇ 計画目標年次 平成32年度
- ◇ 計画の目標
 - ①排出量を平成24年度比約12%削減
 - ②再生利用率を約27%に増加
 - ③最終処分量を平成24年度比約14%削減
 - ④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物等は除く）を500gに削減

現況推移における本目標の達成状況を表4-3-1に示します。

これによると、再生利用率、最終処分量及び家庭系ごみ排出量の目標は達成できる見込みですが、排出量は約10%削減率が足りず、目標達成のためには更なるごみの減量化が必要です。

表4-3-1 目標の達成状況

項目	平成24年度 (実績値)	平成32年度	
		(予測値)	平成24年度比
排出量 (t/年)	18,094	17,774	-1.8%
再生利用率 (%)	38.2	37.1	
最終処分量 (t/年)	69	0	-100.0%
家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	477.23	467.26	-2.1%

※ 剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収除く

(2) 循環型社会形成推進基本計画

平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本法に基づく計画が策定され、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されました。その後、「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が平成 20 年 3 月に策定され、「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」が平成 25 年 5 月に策定されました。

第3次循環型社会形成推進基本計画で示された取組

- ◇ 目標年次（平成32年度）
 - ①国民、事業者双方にかかる取組指標として、1人1日当たりのごみ排出量を平成12年度比で約25%減とします。
 - ②家庭系ごみに関しては、1人1日当たり家庭から排出するごみ量（資源物等は除く）を平成12年度比で約25%減とします。
 - ③事業系ごみに関しては、事業系ごみ総量を平成 12 年度比で約 35% 減とします。

現況推移における本目標の達成状況を表 4-3-2 に示します。

これによると、家庭系ごみ排出量の目標は達成できる見込みですが、排出量原単位については約 4%、事業系ごみ総量については約 8%削減率が足りない見込みであり、目標達成のためには更なるごみの減量化が必要です。

表4-3-2 目標の達成状況

項目	平成12年度 (実績値)	平成32年度	
		(予測値)	平成12年度比
排出量 (g/人・日)	1,084.90	853.21	-21.4%
家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	628.48	467.26	-25.7%
事業系ごみ総量 (t/年)	3,659	2,659	-27.3%

※ 剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収除く

2. 現行基本計画の目標とその検証

現行基本計画における目標を以下に示します。

- ◇ 中間目標年度の平成31年度までに、平成22年度比総排出量を11.6%減とし、総資源化率を42.6%以上とします。
- ◇ 計画目標年度の平成38年度までに、平成22年度比総排出量を16.2%減とし、総資源化率を42.8%以上とします。

現況推移における本目標の達成状況を表4-3-3に示します。

これによると、平成38年度において総排出量が約13ポイント削減率不足、総資源化率が約6ポイント不足となる見込みであり、目標達成のためには更なるごみの減量化、資源化の促進等が必要です。

表4-3-3 目標の達成状況

項目	平成22年度 (実績値)	現行計画目標値 (平成38年度)		現況推移 (平成38年度)	
			平成22年度比		平成22年度比
総排出量 (t/年)	17,869	14,974	-16.2%	17,350	-2.9%
総資源化率 (%)	37.9	42.8		36.9	

3. 減量化・資源化目標の設定

前述しましたように、減量化・資源化に係る国の目標や平成 24 年 3 月に策定した羽村市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標を検証した結果、現状推移の段階では各目標の達成は難しい見込みとなっています。

本計画では更なる減量化・資源化を行い、低炭素社会・資源循環型社会の構築に取り組んでいくものとします。

(1) 各モデルによる減量化・資源化の比較検討

ごみの減量化、資源化施策については、行政と市民あるいは事業者との連携によって施策そのものが共通認識され、減量効果や資源化の向上につながり、その結果、顕著な数値として表れる例はあるものの、一方、種々の啓発活動など数値に表れない施策も少なくありません。ここでは、主に数値に表れる施策について設定条件を定め、将来推計値として次に示すとおり試算するものとします。

- ◇ 各モデルの作成：モデル 1 現在実施している施策の強化・推進
(モデル 1-1～モデル 1-2)
合計 2 パターンを試算します。
- ◇ 施策の実施年度：平成 29 年度から実施
- ◇ 各ケースの構成：複数のモデルを組合せて設定します。

(2) 各モデルの試算結果

表4-3-4 各モデル設定の内容と試算結果

モデルNO		モデル名称	数値目標等の設定
モデル1	モデル1-1	分別の徹底による資源化の向上	周辺自治体の排出レベルに合わせ紙類等を33g/人・日程度増加
	モデル1-2	生ごみの水切りによる排出抑制	手絞り等により、家庭系燃やせるごみを対象に8g/人・日程度の抑制効果

(3) モデルの組合せによるケーススタディの設定

ケース1：現状維持の場合(P31 表 4-2-1 参照)

ケース2：モデル1-1、モデル1-2

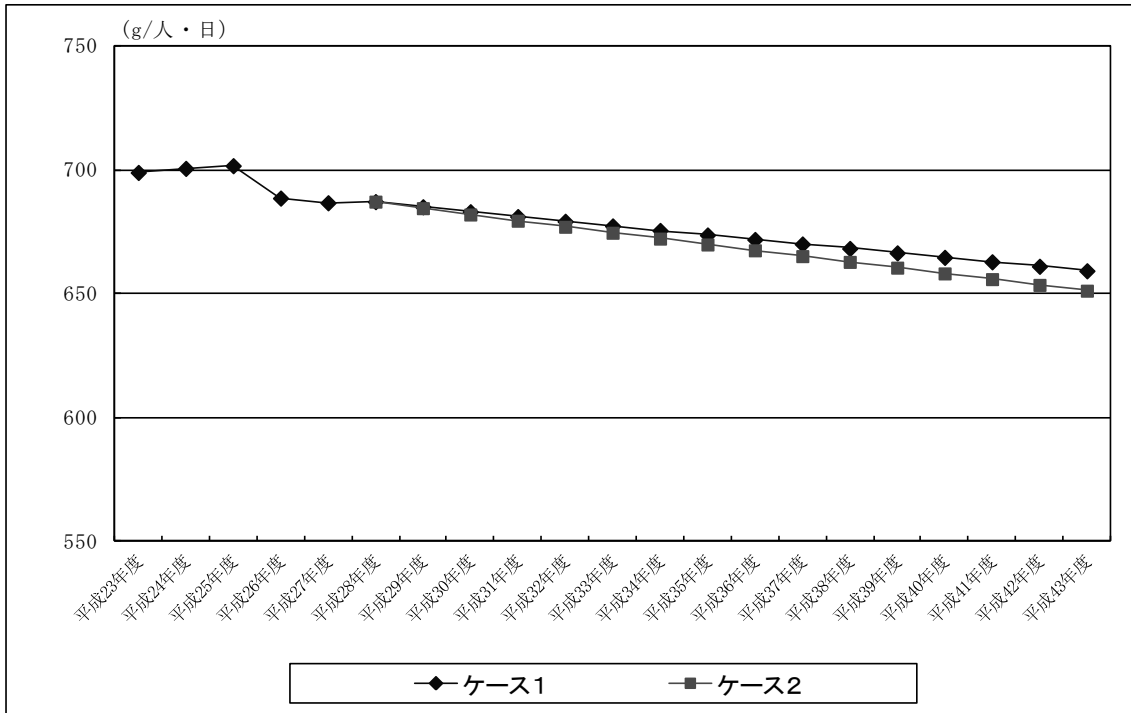


図4-3-1 家庭系ごみの比較 (資源回収除く)

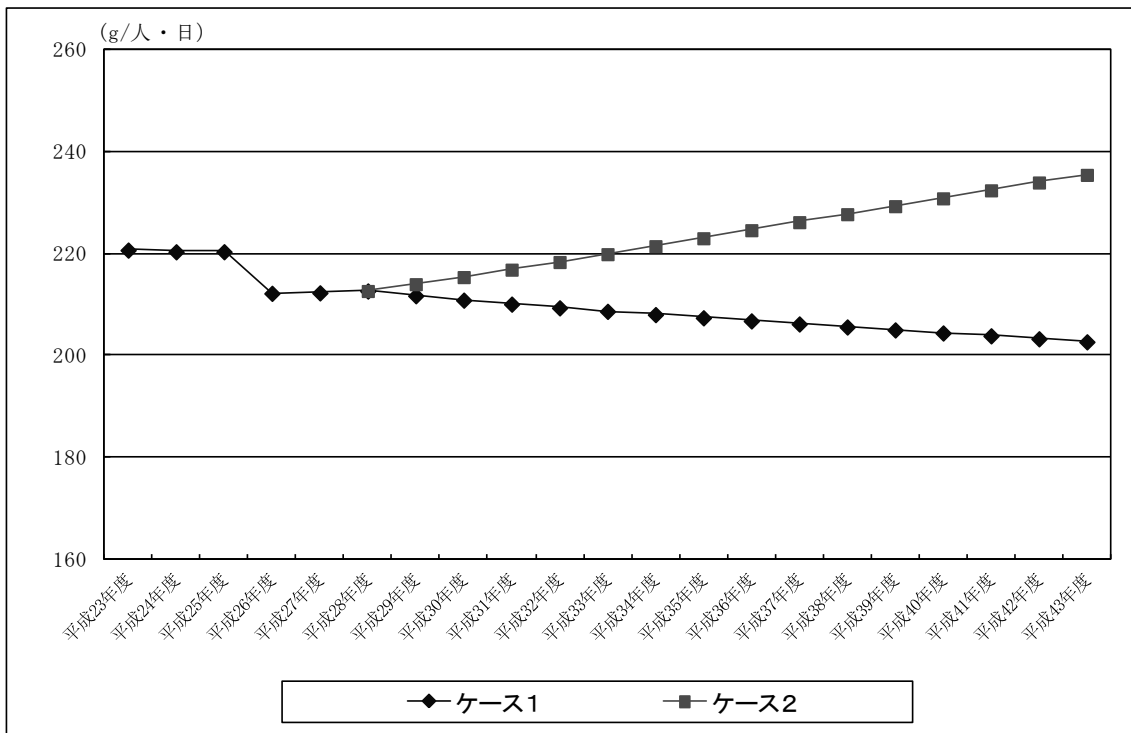


図4-3-2 家庭系資源物の比較

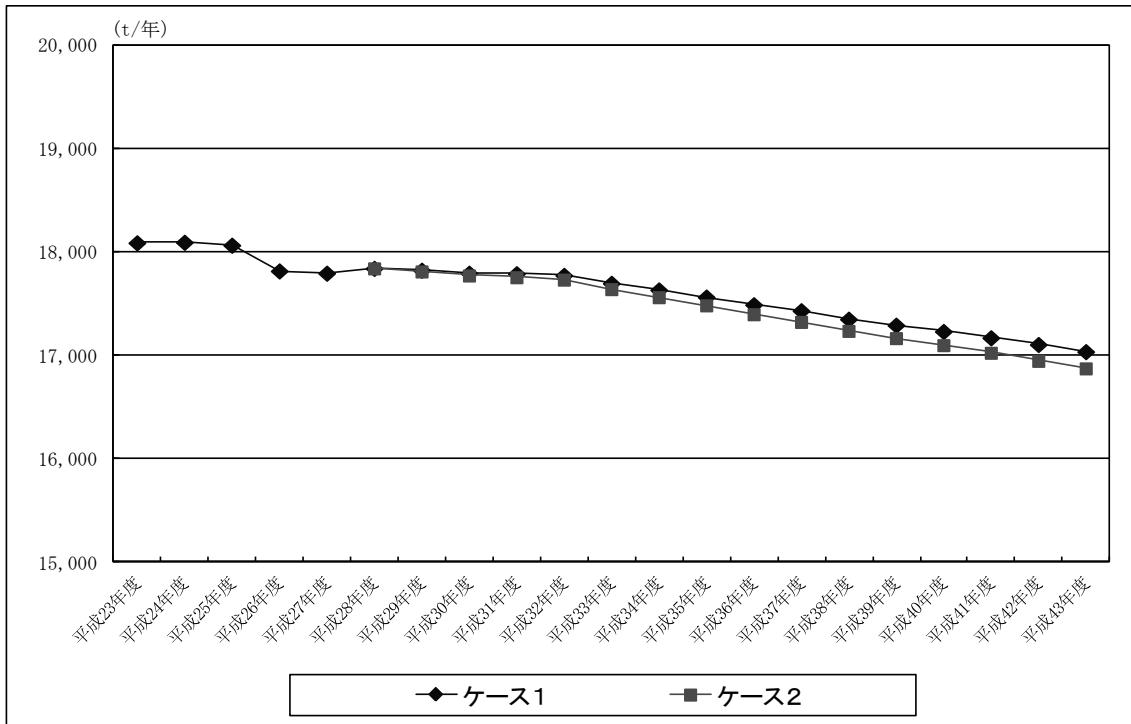


図4-3-3 総排出量の比較 (資源回収含む)

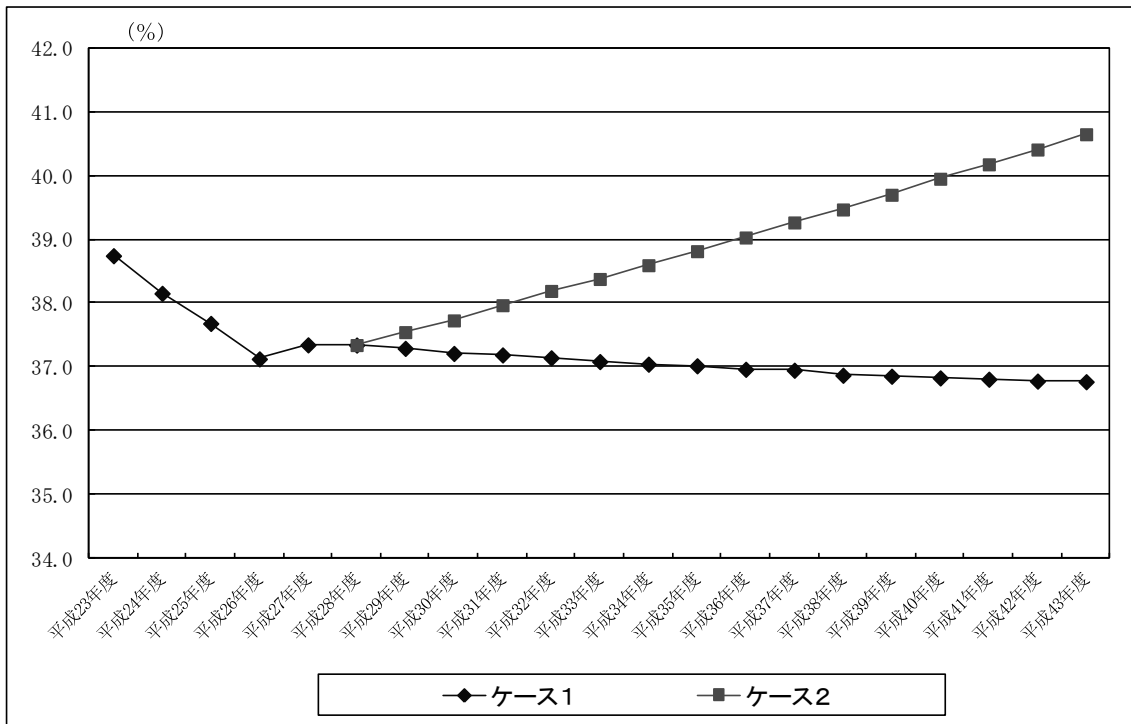


図4-3-4 総資源化率の比較 (炉床からの鉄回収分除く)

表4-3-5 各ケースの比較（まとめ）

項目		単位	実績値	推計値		
			平成27年度	平成33年度	平成38年度	平成43年度
家庭系ごみ	ケース 1	g/人・日	686.83	677.46	668.36	659.33
	ケース 2			674.71	662.93	651.29
資源物	ケース 1	g/人・日	212.29	208.66	205.59	202.67
	ケース 2			219.89	227.75	235.47
総排出量	ケース 1	t/年	17,795	17,697	17,350	17,036
	ケース 2			17,641	17,237	16,874
総資源化率	ケース 1	%	37.3	37.1	36.9	36.8
	ケース 2			38.4	39.5	40.7

各ケースにおける中間目標年度（平成 33 年度、平成 38 年度）及び計画目標年度（平成 43 年度）の推計結果を表 4-3-5 に示します。家庭系ごみでは、ケース 1（現況推移）の平成 43 年度と同年度のケース 2 を比較しますと、約 8g/人・日の減量となります。資源物については同様に比較しますと、約 33g/人・日の増加となります。また、総排出量では約 162t/年の減量となり、総資源化率については、3.9 ポイントの増加となります。

本計画では、より一層の減量化・資源化を目指しケース 2 を採用することとします。

表4-3-7 ケース 2 における中間処理量等の推計結果

区分 \ 年度		実績 (家庭系+事業系) (t/年)					推計値 (家庭系+事業系) (t/年)																
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	
焼却	燃やせるごみ	11,329	11,398	11,423	11,441	11,429	11,466	11,404	11,342	11,280	11,218	11,123	11,028	10,934	10,839	10,747	10,656	10,565	10,474	10,386	10,295	10,204	
	破碎選別可燃物	768	757	779	757	813	805	806	806	810	812	809	810	808	804	802	797	797	796	793	790	788	
	計	12,097	12,155	12,202	12,198	12,242	12,271	12,210	12,148	12,090	12,030	11,932	11,838	11,742	11,643	11,549	11,453	11,362	11,270	11,179	11,085	10,992	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	103	87	91	89	79	74	73	73	73	72	72	71	70	70	69	69	68	68	67	67	66
焼却残渣(資源化)		1,085	1,046	1,027	1,002	1,014	1,018	1,013	1,008	1,003	998	990	983	975	966	959	951	943	935	928	920	912	
破碎選別	燃やせないごみ	408	400	403	389	386	383	380	376	376	372	369	365	361	354	351	344	340	337	333	329	326	
	処理内訳	破碎選別可燃物	192	191	190	183	181	180	178	176	176	174	173	171	169	166	165	161	159	158	156	154	153
		破碎選別不燃物	57	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	145	144	149	191	205	203	202	200	200	198	196	194	192	188	186	183	181	179	177	175	173
		その他(処理困難物)	14	15	14	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	596	578	599	570	601	592	596	599	603	606	606	610	610	610	610	610	614	614	614	614	614	
	処理内訳	破碎選別可燃物	436	420	426	408	449	442	445	447	450	453	453	456	456	456	456	456	459	459	459	459	459
		破碎選別不燃物	2	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	97	98	102	105	152	150	151	152	153	153	153	154	154	154	154	154	155	155	155	155	155
		その他(処理困難物)	61	59	60	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	選別可燃物	1,599	1,583	1,610	1,571	1,587	1,590	1,595	1,595	1,599	1,607	1,595	1,591	1,587	1,584	1,576	1,564	1,557	1,553	1,550	1,536	1,529
		選別不燃物	10	18	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	1,449	1,419	1,432	1,405	1,404	1,407	1,412	1,412	1,415	1,422	1,412	1,408	1,404	1,402	1,395	1,384	1,378	1,374	1,372	1,359	1,353
	有害ごみ	選別可燃物	27	27	24	23	23	22	22	22	22	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	0	0	0	0	23	22	22	22	22	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		その他(廃乾電池、廃蛍光灯)	27	27	24	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接資源化		3,046	3,026	2,969	2,816	2,787	2,804	2,837	2,869	2,909	2,949	2,974	3,003	3,033	3,062	3,095	3,125	3,157	3,190	3,219	3,253	3,285
	その他資源化	破碎選別資源物	1,691	1,661	1,683	1,701	1,784	1,782	1,787	1,786	1,790	1,791	1,779	1,774	1,768	1,762	1,753	1,739	1,732	1,726	1,722	1,707	1,699
鉄分回収(資源化)		103	87	91	89	79	74	73	73	73	72	72	71	70	70	69	69	68	68	67	67	66	
焼却残渣(資源化)		1,085	1,046	1,027	1,002	1,014	1,018	1,013	1,008	1,003	998	990	983	975	966	959	951	943	935	928	920	912	
資源回収		1,084	1,084	1,038	1,007	982	985	978	970	967	963	956	948	941	931	927	920	916	913	905	902	898	
資源化計(直接+その他)		7,009	6,904	6,808	6,615	6,646	6,663	6,688	6,706	6,742	6,773	6,771	6,779	6,787	6,791	6,803	6,804	6,816	6,832	6,841	6,849	6,860	
埋立	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	破碎選別不燃物	69	69	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	69	69	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	乾電池・蛍光灯・処理困	102	101	98	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	102	101	98	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人口(人)		57,589	57,268	56,952	56,599	56,478	56,597	56,716	56,836	56,955	57,074	56,974	56,873	56,772	56,672	56,571	56,478	56,385	56,292	56,199	56,106	55,971	
総資源化量(t/年)		7,009	6,904	6,808	6,615	6,646	6,663	6,688	6,706	6,742	6,773	6,771	6,779	6,787	6,791	6,803	6,804	6,816	6,832	6,841	6,849	6,860	
総排出量(t/年)		18,089	18,094	18,066	17,817	17,795	17,842	17,812	17,773	17,756	17,733	17,641	17,563	17,484	17,398	17,324	17,237	17,167	17,099	17,025	16,947	16,874	
総資源化率(%)		38.7	38.2	37.7	37.1	37.3	37.3	37.5	37.7	38.0	38.2	38.4	38.6	38.8	39.0	39.3	39.5	39.7	40.0	40.2	40.4	40.7	
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)		3.28	3.30	3.66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
最終処分率(%)		0.38	0.38	0.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

以下にごみ処理における基本方針を示します。

1. ごみ処理における基本方針

本計画の基本理念は第五次羽村市長期総合計画で定める「環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」とし、以下の5点を基本方針として、明確な減量化及び総資源化率の数値目標を設定します。

- ◇ 3Rの推進
- ◇ 市民・事業者・行政の役割分担の明確化
- ◇ 適正処理・適正処分の推進
- ◇ ごみ処理から資源循環への転換
- ◇ ごみ処理業務の合理化及び効率化

(1) 3Rの推進

3R（リデュース＜Reduce：発生抑制＞、リユース＜Reuse：再使用＞、リサイクル＜Recycle：再生利用＞）を徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

① 発生抑制（リデュース：Reduce）

廃棄物の排出量はここ数年減少傾向を示しているものの、今後は低炭素社会、資源循環型社会の構築を目標に排出量を更に減らすため、市民や事業者が主体的に廃棄物の発生抑制に取り組めるよう、市民や事業者との協力を推進するとともに積極的に支援します。

② 再使用（リユース：Reuse）

ごみを出す前に「それはまだ使えないか」、「何か利用できないか」などと考えることが必要です。そのためには、フリーマーケットやリサイクルショップ、古書店などの利用や、あるいは食品などを購入するときにも飲料容器などがリターナブル（繰り返し使用できる）であるかどうかを考慮し、できるだけごみを出さない新しいライフスタイルを確立することが重要です。

③ 再生利用（リサイクル：Recycle）

市民の環境に対する意識が高まりつつあるものの、資源化率がやや減っている

る状況です。今後も再使用できなくなったものは単にごみとして出さずに、拠点回収や資源回収、また、市の分別収集に資源物として出すなど、資源化していくことが重要です。

(2) 市民・事業者・行政の役割分担の明確化

ごみに関する市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要があります。

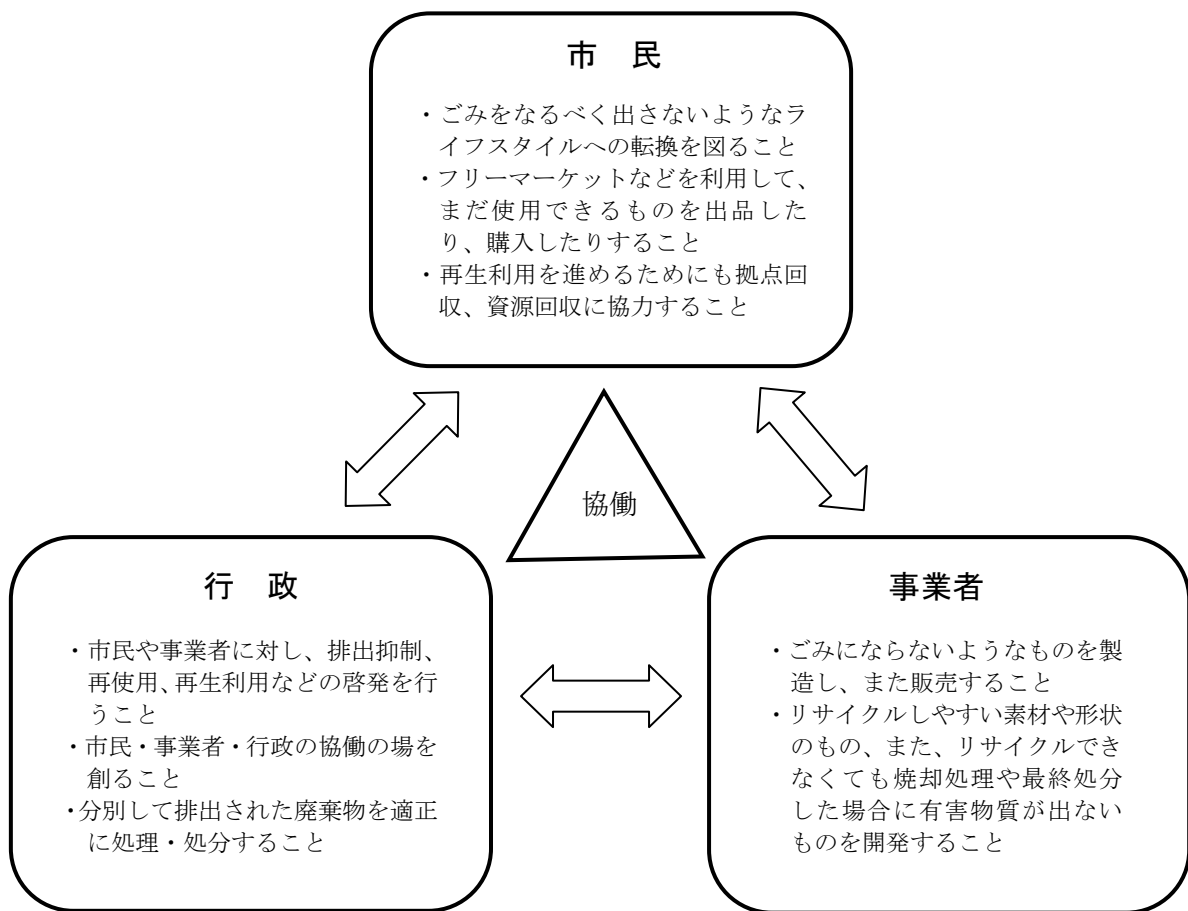


図 5-1-1 三者の役割

なお、「環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実現させるためには、市が実施している施策を、市民及び事業者に対して徹底していただくだけでは限度があることから、低炭素社会・資源循環型社会の構築に向けた具体的なシステムの確立を、東京都や各種団体を通じて国に対して要請します。

(3) 適正処理・適正処分の推進

ごみについては、適正に処理・処分を行います。

① 焼却処理

燃やせるごみは、焼却施設で適正に焼却処理し、サーマルリサイクル（廃棄物から熱エネルギーを回収し利用すること）を行います。但し、温室効果ガス削減のため、燃やせるごみの焼却は極力減らし、低炭素社会へ向けて取り組んでいきます。

② 破碎・選別処理

資源物・燃やせないごみ・粗大ごみは、リサイクルセンター等で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化の向上に努めます。

③ 最終処分

破碎選別不燃物の全量資源化の取り組みにより、最終処分量ゼロを継続します。

(4) ごみ処理から資源循環への転換

現行基本計画以降、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源循環」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみは資源であるという観点から、搬入、処理、搬出の管理を行い、本市で発生する資源物の流れを把握し、低炭素社会、資源循環型社会の構築を目指します。

以上の項目をまとめると、低炭素社会、資源循環型社会へのプロセスは以下のようになります。

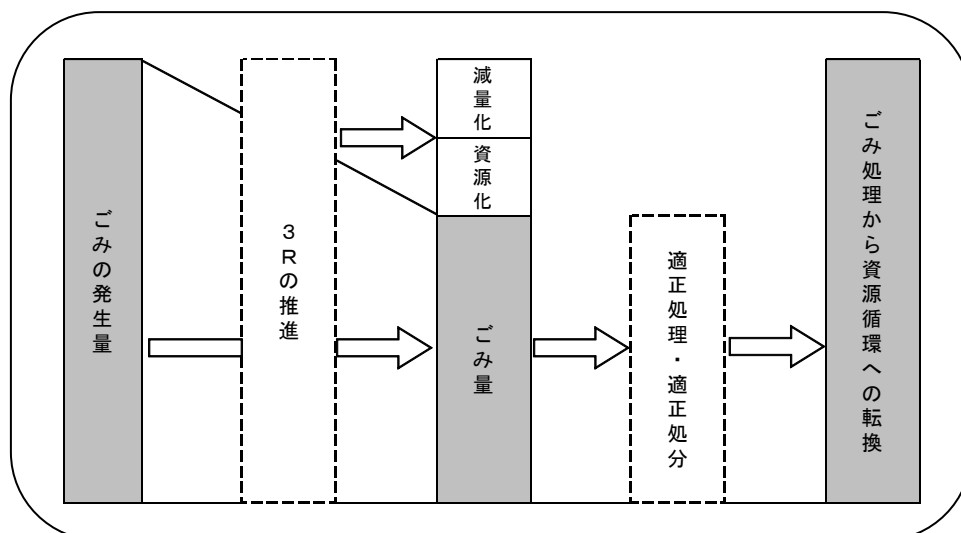


図 5-1-2 資源循環型社会へのプロセス

(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町との間で経費削減を目的とした業務の合理化及び効率化を目指します。

また、循環型社会の構築を図るには単独の自治体だけでなく、広域的な取り組みが必要です。

このことから以下の点について、具体的な検討を行います。

① 集約する業務の抽出

本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町との間で、財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき、集約すべき業務を抽出します。

② 業務集約による効果の検証

抽出された業務について、財政効果だけではなく、循環型社会の形成、市民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討します。

上記の検討結果に基づき、今後、ごみ処理業務における合理化及び効率化の推進を図ります。

よって、5つの基本方針を実施することにより、以下に減量化及び総資源化率の数値目標を設定します。

◇ 計画目標年度の平成 43 年度までに、総排出量を平成 27 年度比の 5.2%減とし、総資源化率を 40.7%以上とします。

注：平成 27 年度の総排出量が 17,795t/年に対して、平成 43 年度は 16,874t/年である。
よって $100 - (16,874 / 17,795 \times 100) = 5.2$
また、総資源化率は p41 の表 4-3-5 を参照のこと。

第2節 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った、各施策の基本フレームを以下に示します。

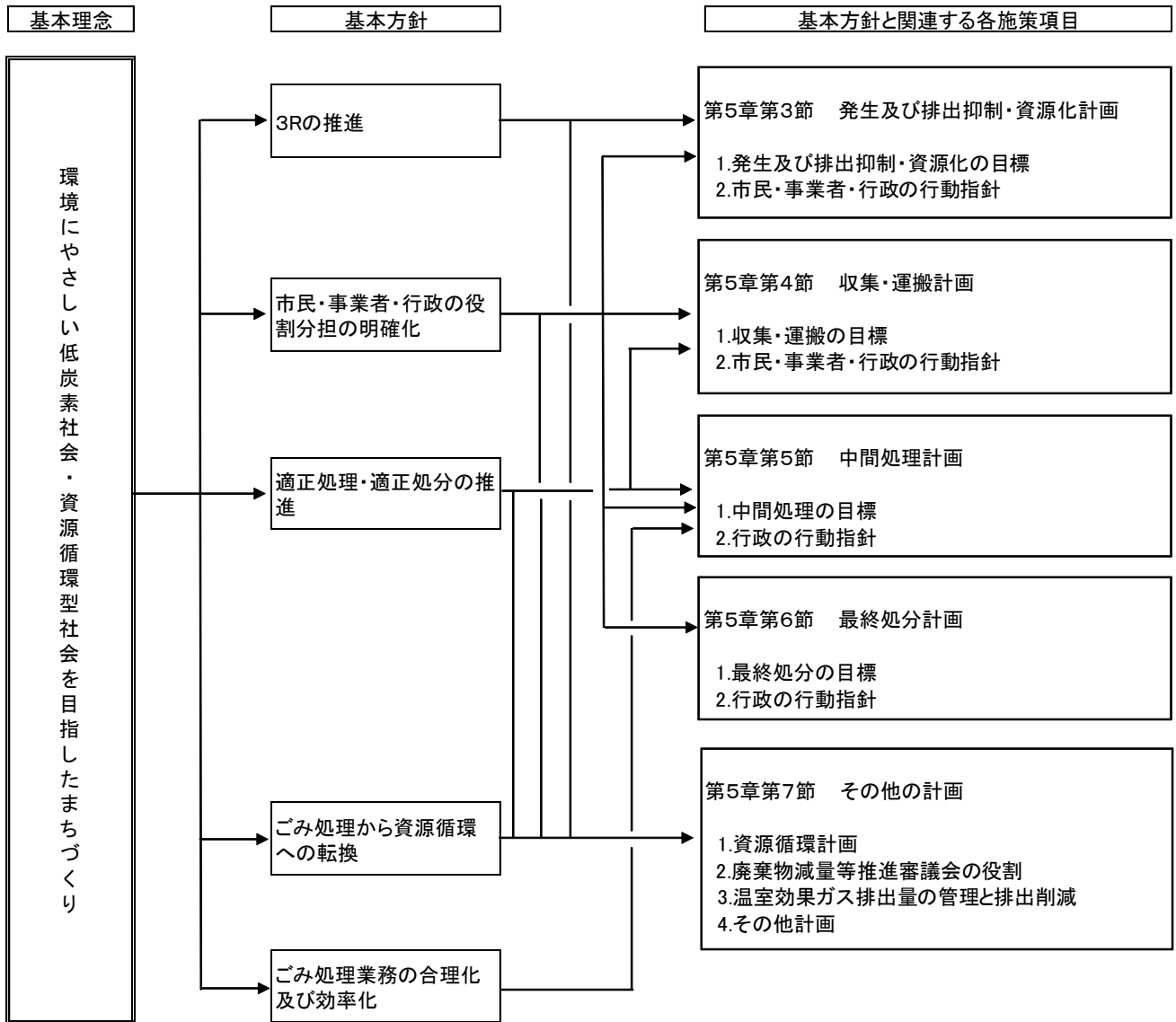


図5-2-1 施策の基本フレーム

第3節 発生及び排出抑制・資源化計画

ごみの排出を抑制し、適切なリサイクルを推進していくことは、今日のごみ処理において最も重要な事項であり、これを確実に実行していくことが、「低炭素社会」、「資源循環型社会」構築のために必要不可欠な条件となります。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国において、再資源化・再生利用できる廃棄物を「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図ることの意味は大きいといえます。

本市では、本計画の基本方針に示すように、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位に基づき、市民・事業者・行政の三者が一体となって協力して発生及び排出抑制・資源化施策を推進します。

1. 発生及び排出抑制・資源化の目標

発生及び排出抑制・資源化の目標を次のとおりとします。

発生及び排出抑制・資源化の目標

- ◇ 低炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行
- ◇ 発生及び排出抑制の推進
- ◇ 資源物回収率の増加
- ◇ 地域の3R運動の活性化

2. 市民・事業者・行政の行動指針

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化の目標を達成するための市民・事業者・行政の行動指針は次のとおりです。

市民の行動指針

- ① 環境負荷の小さいライフスタイルの実現を目指し、低炭素社会、資源循環型社会への対応を図ります。
- ② ごみ排出者としての責務を自覚して、ごみの排出量を抑制しつつ減量化・資源化に対する意識を高め、それを実践します。（3R運動の推進）
- ③ 日用品を購入する時はマイバッグを持参し、マイ箸、マイ水筒運動を実践します。
- ④ リターナブル商品の購入を心がけ、使い捨て商品を購入しないように努めます。
- ⑤ 地域のリサイクル活動や啓発イベント（フリーマーケット、講演会等）を推進するとともに、その活動に積極的に参加します。
- ⑥ 資源物の分別排出を徹底します。
- ⑦ 厨芥類の水切りを徹底します。

- ⑧ レジ袋や過剰包装は断るようになります。
- ⑨ グリーン購入を心がけます。
- ⑩ 食べ残しをなくすよう心がけます。
- ⑪ 生ごみについては、堆肥化等による有効活用を積極的に進めます。

事業者の行動指針

- ① 寿命の長い製品、分別しやすい製品を製造します。
- ② 詰替式商品の製造・販売を促進します。
- ③ 事業所内のごみ減量化・資源化対策を計画的かつ積極的に進めるとともに、事業者の自己処理責任に基づき適正処理を行います。
- ④ エコマーク商品等の販売推進に努めます。
- ⑤ 従業員に対するごみ減量・環境保全のための研修等を実施します。
- ⑥ レジ袋を削減するため、有料化等を推進します。
- ⑦ グリーン購入の推進に努めます。
- ⑧ 資源物の分別排出を徹底します。
- ⑨ 多量排出事業者は減量化計画を作成します。
- ⑩ 生ごみの排出量を減らすように努めます。

行政の行動指針

- ① 低炭素社会・資源循環型社会に対応した施設整備の改善を図ります。
- ② ごみの発生抑制、再使用・再生利用（3R運動）に係る啓発及び広報活動を推進します。
- ③ 環境学習や環境教育を推進し、地域や学校における環境保全への取り組みを推進します。
- ④ 「ごみ減量作戦の公募」や「有識者などによる講習会」、「市民のごみに対する取り組みの紹介」や、実践の知恵や情報の交換が行える場として、「フォーラムの開催」などについて検討します。
- ⑤ マナーを守れない市民の意識改革のため、現地へ出向き、直接市民に対して分別の徹底を呼びかけます。
- ⑥ 「広報はむら」で市民に親しみやすいキャラクターを用いた啓発活動を継続するとともに、「市の掲示板」や「町内会の回覧板」、「まちづくり出前講座」を活用して市民への周知をより一層図り、ごみの減量とリサイクルの推進等について継続的な啓発活動を実施します。
- ⑦ 厨芥類の水切り実施を啓発し、ごみ減量化を促進します。
- ⑧ マイバッグ、マイ箸、マイ水筒運動を推進します。

- ⑨ 現在、剪定枝はリサイクルセンターでチップ化し、そのチップを材料とした活性炭を製造し、西多摩衛生組合で使用しています。このような資源が循環する取り組みを市民にPRするとともに、剪定枝資源化の取り組みを一層推進します。
- ⑩ 「詰替式商品」の活用、「簡易包装」、「マイバッグ運動」の推進に協力する「環境推進協力店」認定制度の創設を検討します。
- ⑪ グリーン購入を推進するとともに、リユース食器の利用促進を図ります。
- ⑫ 事業所でのごみ減量化・資源化促進に向けた事業者への指導及び不法投棄防止のための監視強化や法規制遵守を徹底します。
- ⑬ 多量排出事業者に対し、減量化計画作成の義務化・廃棄物管理責任者の設置、また、現在、市で行っている事業用大規模建築物における事業所と同じく現地指導を行うことを検討し、資源化・減量化を推進します。
- ⑭ 廃棄物処理手数料の減免額や収集袋の交付枚数等について見直しを検討します。
- ⑮ 再使用可能な家具等の修理・販売を羽村市シルバー人材センターがリサイクルセンターで実施していることについてPR等の支援を積極的に行っていきます。
- ⑯ 紙パック、ペットボトル及び白色トレイの拠点回収を実施していますが、事業者にも独自の店頭回収ボックスを設置するように要請し、拠点回収の充実を図ります。
- ⑰ 町内会・自治会、各種団体による資源回収について、実施団体の拡大に努めるとともに、助成制度を継続します。
- ⑱ ごみのポイ捨てを含めた不法投棄防止については、職員等による巡回パトロールを実施して監視体制を強化し、防止に努めます。
- ⑲ 搬入不適物の持込を防ぐため、市職員により、西多摩衛生組合において抜き打ち検査を継続実施することにより指導体制を強化します。

第4節 収集・運搬計画

市民にとって良好な生活環境の維持・継続及び廃棄物処理施設の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性のある効率的な収集・運搬システムの確立が望まれます。

また、「容器包装リサイクル法」では、事業者及び消費者の責務に基づき排出された容器包装廃棄物の分別収集を市町村が担うこととされていることから、ごみの減量化・資源化のより一層の推進に向けて適正な分別排出が促進され、かつ収集効率の向上が図れる資源物の収集・運搬体制の改善を図る必要があります。

1. 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標を次のとおりとします。

収集・運搬の目標

- ◇ 効率的な収集・運搬方法の構築
- ◇ 西多摩組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一の推進
- ◇ 収集車両への低公害車の導入を推進

2. 市民・事業者・行政の行動指針

収集・運搬の目標を達成するための市民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりとします。

市民の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。
- ② 資源リサイクルマニュアルにある排出方法を遵守します。

事業者の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。
- ② 効率的な収集・運搬作業ができるように配慮した排出方法とします。
- ③ 収集車両への低公害車の導入に努めます。

行政の行動指針

- ① 資源物の分別区分の見直しや収集頻度を検討します。
- ② 公衆衛生及び都市環境の保全を維持し、市民サービスの向上に努めます。
- ③ 効率的な収集・運搬方法を継続して検討します。
- ④ 収集区域、収集区分などを適宜見直します。
- ⑤ 低公害車の収集車両導入を支援します。
- ⑥ 西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議を行い、広域処理の観点から収集対象品目及び収集方法の統一を検討します。

第5節 中間処理計画

中間処理は、廃棄物から、金属類、ガラスなどの資源化物を回収して有効利用を図ることにより、最終処分量を極力削減することを目的としています。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の低減、衛生的な処理も同様に重要な目的です。

1. 中間処理の目標

中間処理の目標は次のとおりとします。

中間処理の目標

- ◇ 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- ◇ 焼却に伴う環境負荷の低減及び低炭素社会の推進
- ◇ 西多摩衛生組合及びその組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
- ◇ 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- ◇ 広域処理に向けた資源化処理施設の統合の検討
- ◇ 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持

2. 行政の行動指針

行政の行動指針は次のとおりとします。

行政の行動指針

- ① 西多摩衛生組合の安全で安定した事業活動を行うため、地元環境保全協議会との組合の公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。
- ② 地域と協働で事業活動を進めていくため、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開し、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たします。
- ③ 排出抑制・資源化の促進及び基幹的整備事業により、西多摩衛生組合環境センターから発生する温室効果ガスを削減します。

- ④ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との連携により、西多摩衛生組合環境センターの適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。
- ⑤ 西多摩衛生組合環境センターの基幹的整備事業を実施することにより、施設の延命化を図ります。
- ⑥ 循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備を図ります。
- ⑦ 羽村市リサイクルセンターの適正な維持管理と改修工事を計画的に実施するとともに、西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議により、組合構成市町がそれぞれ有する廃棄物処理施設の統合に向け検討します。
- ⑧ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づいた中間処理施設改修時等における自治体間の相互支援体制を維持します。

第6節 最終処分計画

最終処分の目的は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化・有効利用等の方策を講じた後、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することです。現在本市では破碎選別不燃物を全量資源化しており、今後ともこの取り組みを継続します。

1. 最終処分の目標

最終処分の目標を次のとおりとします。

最終処分の目標

- ◇ 最終処分場の延命化
- ◇ 関係自治体との連携による現有処分場の適正な維持管理

2. 行政の行動指針

行政の行動指針は次のとおりとします。

行政の行動指針

- ① 破碎選別不燃物の全量資源化により東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化を推進します。
- ② 東京たま広域資源循環組合及び関係自治体との連携により、現組合所管の最終処分場の適正な維持管理を行います。

第7節 その他

1. 資源循環計画

一般的に計量を含めた循環システムは、ごみ処理を目的として、ごみや資源の搬入量や中間処理量、最終処分量及び資源搬出量等を管理しています。しかし、現行基本計画以降、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源循環」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみは資源であるという観点から、資源物の搬入、処理、搬出の管理をより積極的に行います。

(1) 資源循環システムの構築

資源循環システムは、情報の管理機能と廃棄物（資源物）の処理機能の2つに分かれます。

1) 資源化情報の管理

資源回収、拠点回収、家庭での厨芥ごみ処理機器・処理容器の利用、事業所での資源化、本市の施設での資源化など、市内での資源化の状況をよりきめ細やかに把握し、情報として管理する体制を構築します。

2) 資源化施設の充実

今後の施設整備は、発生した廃棄物をできる限り資源に戻すことを念頭に、して設備の充実を図ります。

(2) ゼロエミッションの構想

廃棄物の発生をできる限り抑制することが最重要課題であるとともに、排出された廃棄物は資源として循環利用することが必要です。これらの究極的な姿が「ゼロエミッション： 廃棄物0（ゼロ）の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想で、廃棄物を発生させない資源循環型の社会を目指している」といわれています。完全な実現は困難ですが、資源管理システムの構築とともに一步一步その理念に近づけていくことが大切です。

2. 廃棄物減量等推進審議会の役割

羽村市廃棄物減量等推進審議会は、本市の一般廃棄物処理の基本方針や廃棄物の減量、再利用の促進に関する事項等を市長の諮問に応じ、審議し、答申をしています。以下に、直近の活動実績の主なものを示します。

表5-7-1 審議会開催状況

開催年月	内 容
平成 23 年 11 月	◇ 「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」の答申
平成 24 年 7 月	◇ 一般廃棄物処理基本計画の基本目標の成果と今後の目標について審議
平成 24 年 8 月	◇ 資源回収事業について審議
平成 26 年 6 月	◇ 資源リサイクルマニュアルの改定について審議
平成 28 年 6 月	◇ 「羽村市一般廃棄物処理基本計画について」の策定に関する調査及び審議

今後は一層、羽村市廃棄物減量等推進審議会等を活用し、広く市民にごみに関する情報をPRするとともに、町内会・自治会に対して協力を依頼し、地域における市民相互による広報活動を展開することにより、計画の推進を図ります。

3. 温室効果ガス排出量の管理と排出削減

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村は自ら排出する温室効果ガスを排出抑制するための施策を推進するとともに、実行計画を策定するものとされています。

環境省は、「『気候変動に関する国際連合枠組条約』に基づく日本国報告書」において、温室効果ガスの排出抑制対策の具体的政策として廃棄物分野をあげており、日本の温室効果ガス総排出量に対する廃棄物分野の占める割合は、平成 26 年度実績で 2.3%となっています。

西多摩衛生組合環境センターでは、平成 25 年度～平成 28 年度に基幹的設備改良工事を実施しており、これにより施設の稼働に伴い排出される二酸化炭素の量が 3%以上削減される見込みです。

今後も、西多摩衛生組合および同組合構成市町と連携し、西多摩衛生組合環境センターの温室効果ガスを管理し、焼却によるエネルギーを有効利用することで化石燃料の消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行います。

4. その他計画

(1) 災害廃棄物対策

災害発生時には、東京都、西多摩衛生組合構成市町及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組みます。

また、国の災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画及び羽村市地域防災計画等を踏まえ、羽村市災害廃棄物処理計画を策定するものとし、これに基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

(2) 少子高齢化対策

我が国では、出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が年々高まっています。

今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が予測されており、清掃行政においても対策を講じておく必要があります。

こうした状況を踏まえ、玄関前収集や重量の重い廃棄物の搬出支援など、高齢者に配慮した収集の実施や高齢者向けパンフレットの作成・配付、高齢者を対象とした出前講座の実施等、今後の少子高齢化対策について検討します。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

本市における生活排水（し尿・浄化槽汚泥及び生活雑排水）の処理形態別人口の推移状況は、表6-1-1に示すとおりです。平成27年10月1日現在では、計画処理区域内人口56,387人のうち、56,350人が公共下水道に接続しています。

公共下水道の水洗化人口は計画処理区域内人口の減少に伴い、減少しています。し尿収集人口についても、徐々に減少しています。

公共下水道整備区域内の未接続の家庭は僅かですが、なお一層公共用水域の水質環境保全のため、公共下水道への切替を促進する必要があります。

1. 処理形態別人口の推移

表6-1-1 処理形態別人口の推移

区分／年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口（人）	1. 計画処理区域内人口	57,468	57,166	56,840	56,498	56,387
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	57,421	57,126	56,802	56,460	56,350
	(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
	(3) 公共下水道	57,421	57,126	56,802	56,460	56,350
	(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	19	19	19	19	18
	4. 非水洗化人口	28	21	19	19	19
	(1) し尿収集人口	28	21	19	19	19
	(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	121	102	112	101	91	

注1：単独処理浄化槽とは、風呂や台所から排出される生活雑排水も処理する合併処理浄化槽とは異なり、トイレの汚水のみ処理する浄化槽のことである。

注2：各年10月1日現在

2. 公共下水道整備の推移と将来計画

平成 22 年 4 月 1 日現在、公共下水道の水洗化人口が 55,994 人に対して、公共下水道整備区域内人口は 56,030 人であることから、36 人が未接続となっています。

表6-1-2 公共下水道整備の推移

年度	総人口	整備済区域		水洗化	
		戸数	人口 (A)	戸数	人口 (B)
23年度	57,495	24,646	57,099	24,621	57,059
24年度	57,133	24,722	56,753	24,698	56,714
25年度	56,732	24,740	56,347	24,717	56,309
26年度	56,412	24,960	56,145	24,938	56,108
27年度	56,281	25,194	56,030	25,173	55,994

注：人口は毎年度 4 月 1 日付けのため、表 6-1-1 の数値とは一致しない。

表6-1-3 公共下水道整備計画の概要

項目	事業認可	全体計画
目標年次	平成27年度	平成36年度
処理区域面積 (ha)	860.48	860.48
下水道処理人口(人)	55,330	55,330

3. し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿搬入量、単独処理浄化槽汚泥共に年度によって変動しています。

なお、し尿収集量は、工事現場等の仮設トイレからの収集分が大半を占めています。

表6-1-4 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集量 (K0/年)	し尿	76	81	93	77	72
	一般世帯・事務所	28	19	20	18	15
	仮設	48	62	73	59	57
	浄化槽汚泥	493	517	443	522	492
	合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
	単独処理浄化槽	493	517	443	522	492
	農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	計	569	598	536	599	564

4. 収集・運搬方法

(1) 収集・運搬体制

収集・運搬業務は、市民の衛生的で快適な生活環境を維持するうえでなくてはならない重要な行政サービスです。

また、収集・運搬業務は、公共下水道の普及に伴う収集量の変化を見通したうえで収集計画を推進し、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

現在、し尿等の収集・運搬業務は、表 6-1-5 に示すように委託業者が行っており、浄化槽汚泥については、許可方式です。し尿の収集は 2 回/週で実施しており、浄化槽汚泥は浄化槽の清掃時に収集を行っています。

表6-1-5 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬状況

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	週2回(火・金)
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時

(2) 処理手数料

本市におけるし尿等の処理手数料を表 6-1-6 に示します。

表6-1-6 し尿等の処理手数料

区分	適用	処理手数料
し尿	一般世帯の便所	1,000円 (1便槽1回)
	下水の処理を開始すべき日から3年を経過した一般世帯の便所	2,000円 (1便槽1回)
	事業所の便所	3,000円 (1便槽1回)
	下水の処理を開始すべき日から3年を経過した事業所の便所	6,000円 (1便槽1回)
	臨時に設置した便所	6,000円 (1便槽1回)
浄化槽汚泥	下水の処理を開始すべき日から4年を経過した区域	10 10円

5. 処理方法

平成6年3月に処理能力4kℓ/日の羽村市クリーンセンターを整備し、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。余剰汚泥は堆肥化し、有効活用しています。

施設からの処理水は、公共下水道へ放流しています。

表6-1-7 羽村市クリーンセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	羽村市クリーンセンター
所在地	羽村市羽4238番地
施設所管	羽村市
竣工年月	平成6年3月
処理能力	4kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
総事業費	299,524千円

6. 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道の水洗化率 100%を目指す

平成27年10月1日現在、単独処理浄化槽人口は18人、し尿収集人口は19人です。

水洗化率100%を達成するためには、公共下水道整備区域内の未接続の家庭が、公共下水道への切替を行わないといけません。今後も引き続き切替のPRを行っていきます。

(2) し尿処理施設の運営

公共下水道の普及に伴い、し尿処理施設へのし尿・浄化槽汚泥搬入量は僅かとなっていますが、工事現場の仮設トイレ等からの抜き取りもあることから、必要不可欠な施設であります。しかし、搬入量が少ないことから1kℓあたりの処理コストが高いため、施設運営について検討する必要があります。

(3) し尿処理施設の広域処理について

現在、燃やせるごみの処理については3市1町（青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町）の広域処理が確立していますが、し尿処理施設は同広域圏にあって4施設体制を継続しているため、公共下水道の普及に伴い、し尿等の処理量が減少していく中で、施設の統合等の必要があります。また、羽村市クリーンセンターは、稼動開始から22年が経過しており施設の老朽化が著しいため、今後基幹的整備の必要があります。

4 施設

青梅市の施設[青梅市（し尿）、福生市（し尿）、瑞穂町（し尿）]

羽村市の施設[羽村市（し尿、浄化槽汚泥）]

瑞穂町の施設[瑞穂町（浄化槽汚泥）]（貯留のみ）

民間の施設[青梅市（浄化槽汚泥）、福生市（浄化槽汚泥）]

(4) 浄化槽の維持管理の促進

浄化槽法では、浄化槽の法定検査、保守点検、清掃といった維持管理を定期的に行うことが義務付けられていますが、管理の不十分な状況が見受けられます。

浄化槽は適正な維持管理を行わないと適正な機能を発揮しないため、広報紙などにより継続的に、浄化槽の適正な維持管理を呼びかける必要があります。

第2節 生活排水排出処理量の予測

1. 処理形態別人口及び生活排水処理量の推計結果

(1) 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測はごみ量の予測と同様にトレンド法によって算出します。

公共下水道の水洗化人口＝計画処理区域内人口－し尿収集人口－単独処理浄化槽人口

処理形態別人口の予測を表6-2-1に示します。

表6-2-1 処理形態別人口の予測

区分/年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
人口 (人)	1. 計画処理区域内人口	56,597	56,716	56,836	56,955	57,074	56,974	56,873	56,772
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	56,472	56,597	56,722	56,846	56,971	56,877	56,782	56,687
	(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 公共下水道	56,472	56,597	56,722	56,846	56,971	56,877	56,782	56,687
	(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	17	16	15	13	11	8	6	3
	4. 非水洗化人口	15	13	11	9	7	5	3	1
	(1) し尿収集人口	15	13	11	9	7	5	3	1
	(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	93	90	88	87	85	84	82	81	

区分/年度		平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
人口 (人)	1. 計画処理区域内人口	56,672	56,571	56,478	56,385	56,292	56,199	56,106	55,971
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	56,592	56,492	56,400	56,308	56,216	56,124	56,031	55,897
	(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 公共下水道	56,592	56,492	56,400	56,308	56,216	56,124	56,031	55,897
	(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 非水洗化人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) し尿収集人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	80	79	78	77	76	75	75	74	

2. 生活排水処理量の予測

生活排水処理の予測は、し尿等の排出原単位を算出し、これらにそれぞれの処理人口を乗じて求めるものとします。

(1) し尿等の排出原単位

表6-2-2 し尿等の排出原単位

項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均値
し尿	し尿収集人口 (人)	28	21	19	19	19	
	し尿収集量 (kℓ/年)	76	81	93	77	72	
	1人1日平均排出量 (ℓ/人・日)	7.44	10.57	13.41	11.1	10.38	10.58
単独処理浄化槽	単独処理浄化槽人口 (人)	19	19	19	19	18	
	単独処理浄化槽汚泥量 (kℓ/年)	493	517	443	522	492	
	1人1日平均排出量 (ℓ/人・日)	71.09	74.55	63.88	75.27	74.89	71.94

(2) 生活排水処理の予測

し尿収集量及び単独処理浄化槽汚泥量の予測値を表 6-2-3～表 6-2-5 に示します。

表6-2-3 し尿収集量の予測値

項目	し尿収集人口	排出原単位 (ℓ/人・日)	し尿収集量予測値	
	(人)		(kℓ/日)	(kℓ/年)
平成28年度	15	10.58	0.16	58
平成29年度	13	10.58	0.14	51
平成30年度	11	10.58	0.12	44
平成31年度	9	10.58	0.10	37
平成32年度	7	10.58	0.07	26
平成33年度	5	10.58	0.05	18
平成34年度	3	10.58	0.03	11
平成35年度	1	10.58	0.01	4
平成36年度	0	10.58	0	0
平成37年度	0	10.58	0	0
平成38年度	0	10.58	0	0
平成39年度	0	10.58	0	0
平成40年度	0	10.58	0	0
平成41年度	0	10.58	0	0
平成42年度	0	10.58	0	0
平成43年度	0	10.58	0	0

表6-2-4 単独処理浄化槽汚泥量の予測

項目	単独処理人口	排出原単位 (ℓ/人・日)	単独処理浄化槽汚泥量予測値	
	(人)		(kℓ/日)	(kℓ/年)
平成28年度	17	71.94	1.22	445
平成29年度	16	71.94	1.15	420
平成30年度	15	71.94	1.08	394
平成31年度	13	71.94	0.94	343
平成32年度	11	71.94	0.79	288
平成33年度	8	71.94	0.58	212
平成34年度	6	71.94	0.43	157
平成35年度	3	71.94	0.22	80
平成36年度	0	71.94	0	0
平成37年度	0	71.94	0	0
平成38年度	0	71.94	0	0
平成39年度	0	71.94	0	0
平成40年度	0	71.94	0	0
平成41年度	0	71.94	0	0
平成42年度	0	71.94	0	0
平成43年度	0	71.94	0	0

表6-2-5 し尿等の推移

項目	し尿収集量	単独汚泥量	合計
	(kℓ/年)		
平成28年度	58	445	503
平成29年度	51	420	471
平成30年度	44	394	438
平成31年度	37	343	380
平成32年度	26	288	314
平成33年度	18	212	230
平成34年度	11	157	168
平成35年度	4	80	84
平成36年度	0	0	0
平成37年度	0	0	0
平成38年度	0	0	0
平成39年度	0	0	0
平成40年度	0	0	0
平成41年度	0	0	0
平成42年度	0	0	0
平成43年度	0	0	0

将来におけるし尿等の動向は、し尿収集、単独処理浄化槽汚泥共に平成 36 年度でなくなる見込みです。

なお、し尿収集においては、し尿収集人口はなくなっても、工事現場等から発生する仮設トイレの収集が概ね 50kℓ/年程度あるものと考えられます。

また、単独処理浄化槽人口についても、平成 36 年度でなくなっても、集合処理を行っている箇所があることから、今後、現在と同様に 500kℓ/年程度の搬入量を見込んでいます。

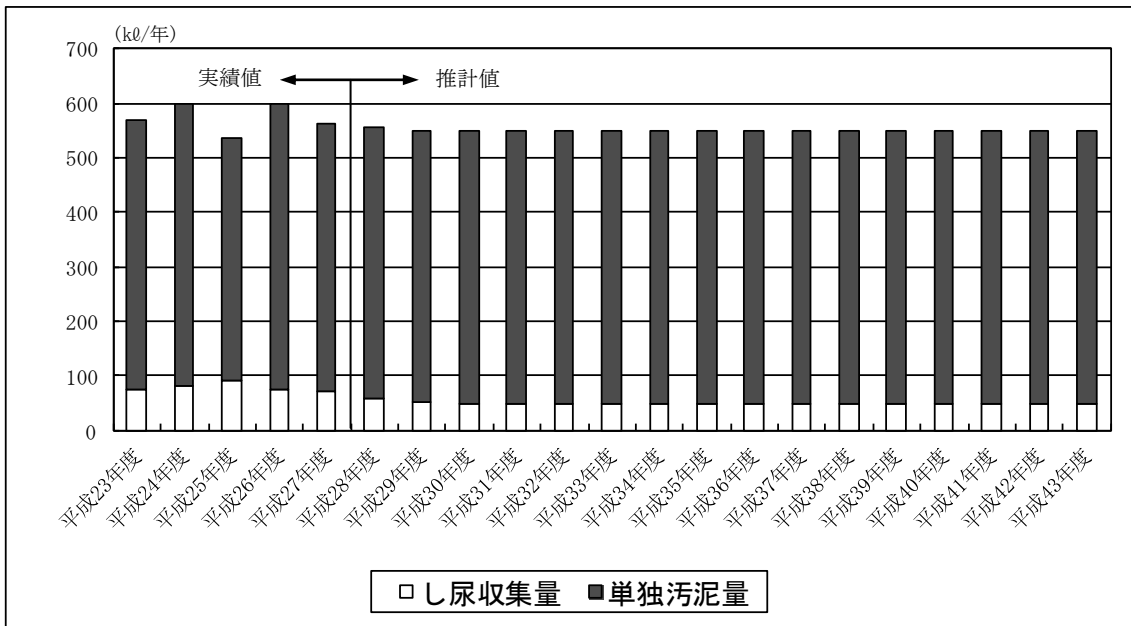


図6-2-1 し尿等の推移

第3節 生活排水の適正処理計画

1. 基本方針

本市を貫流する多摩川は、その上流部にあたることから、下流域への負荷を極力減らすことが肝要であるため、生活排水処理の整備を一層促進する必要があります。

公共下水道整備計画は処理区域全域において完了しており、その接続率100%を達成することにより、更なる公衆衛生の向上と公共用水域における環境保全に努めるものとします。

2. 収集・運搬計画

今後、収集量が減少すると考えられることから、発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた浄化槽汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務が遂行できる車両台数を確保するよう許可業者に指導していきます。

3. 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、公衆衛生の向上と水環境を保全するうえで、重要な処理工程です。その中でし尿処理施設は適正で安定した施設の運転を維持するため、毎年度の計画的な保守・メンテナンス作業に加えて、施設の延命化のため、数年ごとに維持補修を行い維持管理に努めます。

4. 施設整備計画

し尿・浄化槽汚泥の量は、将来的には減少するとはいえ、し尿処理施設は必要不可欠な施設であるため、将来に向けた施設整備の方針を以下に示します。

◇羽村市クリーンセンターは基幹的整備の必要がありますが、公共下水道の普及により、し尿処理量が減少し、単独処理の対応は困難な状況であるため、広域処理体制の確立に向け組合構成市町で協議し、し尿処理施設の統合等を目指します。

用語集

【あ行】

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

○エコセメント

ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料として造る新しいタイプのセメントです。普通のセメントと同様に土木建築工事やコンクリート製品として利用されています。

○エコマーク商品

様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品です。

○温室効果ガス

大気を構成する気体の中で、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象になっています。

【か行】

○合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。1998年6月制定。

○環境基本計画

「循環」「共生」「参加」及び「国際的取り組み」が実現することを長期的な目標とし、その実現のための施策の方向を示した基本的な計画のことです。

○環境基本法

環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項を定めた法律です。1993年11月制定。

○基幹的整備

ごみ焼却処理施設やし尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。

○気候変動に関する国際連合枠組条約

地球を温暖化し自然の生態系等に悪影響を及ぼす恐れがある大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の濃度を安定化させることを目的として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が、1992年採択、1994年発効しました。

○許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬・処理を業として行う者のことです。

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は2005年5月制定。

○建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が正式名称。建設解体工事における分別及び再資源化の促進を規定しています。2000年5月制定。

○原単位

原単位とは、総排出量を人口で除した数値で、一人一日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値です。

○減量化

減量化とは、ごみの排出量を削減することを言い、具体的にはマイバックによりレジ袋を使用しない、野菜や果物を量り売りする、水切りにより生ごみの排出量を減らす、家電製品を修理して長く使用する、フリーマーケット等を通して古着や食器等を他人に使ってもらう、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

○小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。2012年8月制定。

【さ行】

○サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクルのことです。

○自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律が正式名称。使用済み自動車の適正な処理を推進するため、関係者の役割分担を規定しています。2002年7月制定。

○最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分されます。最終処分は埋立が原則とされており、この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。また、最終処分場が満杯になるまでの残りの容量のことを残余容量といいます。

○残渣（ざんさ）

不燃ごみや粗大ごみを破碎、選別処理した後に、再生利用できずに残ったものです。

○資源回収（集団回収）

自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、行政は活動団体に対して助成を行っています。

○資源循環型社会

資源の循環を図ることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3年4月に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12年6月に制定。①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とします。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、(1)廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、(3)廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、(4)廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回収」、(5)廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。2000年6月制定。

○循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成の推進に必要な市町村における廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、国が交付金の交付を行う制度のことです。

○食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。2000年6月制定。

○浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検及び清掃等を規制し、公共用水域の水質保全の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。浄化槽は適正に保守点検、清掃及び定期検査が行われて、その性能を発揮することから、平成18年2月より浄化槽の維持管理に対する監督権限が強化されました。1983年5月制定。

○スマート交通システム

次世代自動車・ICT（情報通信技術）・ITS（高度道路交通システム）・多様な移動環境を用いて、市民等の生活の質を向上しつつ、公共交通機関と個人の保有車両の環境負荷低減を可能とする交通システムのことです。

○選別・圧縮施設

廃棄物再生利用施設のことで缶・びん・ペットボトル等の選別・圧縮を行い、資源化を推進しています。選別は、スチール缶、アルミ缶などの資源物の種類ごとに回収し、資源化できないものの除去を行います。圧縮は、選別した資源物の体積を小さくすることにより、飛散防止や運搬時の費用を削減します。

○総資源化率

資源として収集・処理した量+収集後資源化量+資源回収量/総排出量（資源回収量含む）で総資源化率を求めます。

○総排出量

総排出量とは、収集ごみ量、直接搬入ごみ量、資源回収量の合計です。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がされているもの等（潜在的なごみ）を実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指します。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

○多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱

この要綱は、多摩地域における可燃ごみ処理施設又は不燃・粗大ごみ処理施設に、ごみ処理相互支援協力の必要な事態が発生した場合、その対応として広域な処理が円滑に実施できる体制を作るため、必要な事項を定めたものです。

○中間処理施設

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設です。

○低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会像のことです。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味します。

○東京たま広域資源循環組合

1980年11月に、一般廃棄物最終処分場の設置と管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域25市1町で構成されています。

○トレンド法

人口及びごみ発生量等の推計手法で、実績の時系列に直線・曲線をあてはめる数学的な手法です。

【な行】

○熱エネルギーの回収

ごみを燃やすことにより発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。

【は行】

○バイオマス

生物（バイオ=bio）と量（マス=mass）を合わせた言葉。再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源（石油等）を除いたものをいう。廃棄物関連では家畜排せつ物、生ごみ、製材所の木くず、下水道汚泥などがあります。

○ハイブリッド収集車

エンジンと電気式モーターを組み合わせて制御することで、燃料の削減と低公害化を図った収集車のことです。

○廃棄物処理法基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」のことで、廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とします。1970年12月制定。

○排出抑制

ごみとして出さず、店頭回収や集団資源回収などを利用し、ごみ排出量を抑制することをいいます。

○発生抑制

買い物袋の持参や過剰包装の自粛、拒否などによって、ごみ発生量を抑制することをいいます。

【ら行】

○リサイクル（再生利用）

廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）があります。

○リターナブル商品

一升瓶やビール瓶など、繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できる商品のことです。

○リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

○リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

【や行】

○容器包装プラスチック

レジ袋、菓子袋、調味料容器など、容器包装リサイクル法で定める、ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装のことです。

○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律です。1995年6月制定。

資料編

羽村市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	氏名	所属・職等
町内会・自治会	和田 豊	羽村市町内会連合会会長
町内会・自治会	平 辰男	羽村市町内会連合会副会長
消費生活団体	石黒祥子	羽村市消費生活センター運営委員会副会長
消費生活団体	加藤えり子	はむら復興サポート
消費生活団体	穴倉由起恵	はむら安全食品等をもとめる会
市民団体	栗原悦男	ボランティア連絡協議会会長
市民団体	阿部啓一	羽村市老人クラブ連合会会長
市民団体	野島セキ江	羽村市老人クラブ連合会女性部部长
市民公募委員	高田国枝	公募
市民公募委員	橋本唯隆	公募
事業者	瀧 眞一	東京都宅地建物取引業協会羽村地区理事
事業者	竹内弘明	羽村市商業協同組合
事業者	矢部 要	一般廃棄物処理業者
知識経験者	古谷浩明	西多摩衛生組合計画管理課長
市職員	宮田満裕	羽村市産業環境部環境保全課長

審議内容

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成28年6月30日	諮問 羽村市一般廃棄物処理基本計画の策定について 計画策定のスケジュールについて
第2回	平成28年9月12日	計画策定の趣旨について審議 地域の概要について審議 ごみ処理の現状と課題について審議
第3回	平成28年10月17日	ごみ排出量の予測について審議 ごみ処理基本計画について審議 生活排水処理基本計画について審議
第4回	平成28年11月30日	羽村市一般廃棄物処理基本計画について審議（まとめ）

羽村市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年度(2017)～平成 43 年度(2031)

平成 29 年(2017 年)3 月発行

東京都羽村市

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111 (代)

羽村市 産業環境部 生活環境課